

令和7年度

危機管理マニュアル



枚方市立枚方小学校

	安全担当	教頭	校長
最終確認日	月 日	月 日	月 日

版数	発行年月日	改訂概要
第1版	平成29年4月1日	初版発行
第2版	平成30年4月1日	定例見直し
第3版	令和1年4月1日	定例見直し
第4版	令和2年4月1日	定例見直し
第5版	令和3年4月1日	定例見直し
第6版	令和4年4月1日	定例見直し
第7版	令和5年4月1日	定例見直し
第8版	令和6年4月1日	定例見直し

目次

I. マニュアルの基本事項

- p 3. 危機管理マニュアルの目的と位置づけ
- p 3. 危機管理マニュアルの基本方針
- p 4. 教職員・関係者等への周知等
- p 4. マニュアルの保管方法
- p 4. マニュアルの見直しと改善

II. 事前の危機管理

- p 5. 地域、学校、学区の現状
- p 6. 危機管理の前提となる危機事象等
- p 7. 平常時の危機管理体制
- p 8. 点検
- p 8. 緊急時の非常参集体制
- p 9. 本校の門扉警備体制について

III. 発生時（初動）の危機管理

- p 10. 傷病者発生時の対応
- p 11. アレルギー緊急対応マニュアル
- P 12. 各種災害時対応図
- p 13. 枚方小学校災害時初期対応組織図
- p 13. 枚方小学校災害時初期対応体制
- p 14. 枚方小学校災害時二次対応組織図
- p 15. 避難訓練（地震）
- p 16. 避難訓練（地震から火災）
- p 17. 避難訓練（風水害）
- p 18. 避難訓練（防犯）
- p 19. Jアラートによるミサイル発射情報に対するガイドライン
- p 20. Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応
- p 21. 風水害等発生時 対応の流れ
- p 22. 火災発生時 対応の流れ
- p 23. 不審者侵入時 対応の流れ
- p 24. 地震発生時 対応の流れ
- p 25. 地震発生時 対応の流れ（授業中・普通教室）
- p 25. 地震発生時 対応の流れ（授業中・理科室、家庭科室）
- p 26. 地震発生時 対応の流れ（授業中・体育館・運動場）
- p 26. 地震発生時 対応の流れ（授業中・プール）
- p 27. 地震発生時 対応の流れ（休み時間）

IV. 事後の対応

- p 28. 地震発生時 対応の流れ 運動場での待機から引き渡しまで
- p 28. 保護者への連絡と引き渡し
- p 29. 学校が避難所になったときの対応
- p 30. 避難場所としての運動場の使い方
- p 30. 避難者名簿
- p 31. 被災児童等の保護者への対応
- p 32. 児童等、保護者への説明
- p 33. 報道機関への対応
- p 34. 教育活動の継続
- p 37. 児童等の心のケア 教職員の心のケア
- p 39. 調査・検証・報告・再発防止等

危機管理マニュアルの目的と位置づけ

(1) 本マニュアルの目的及び法的根拠

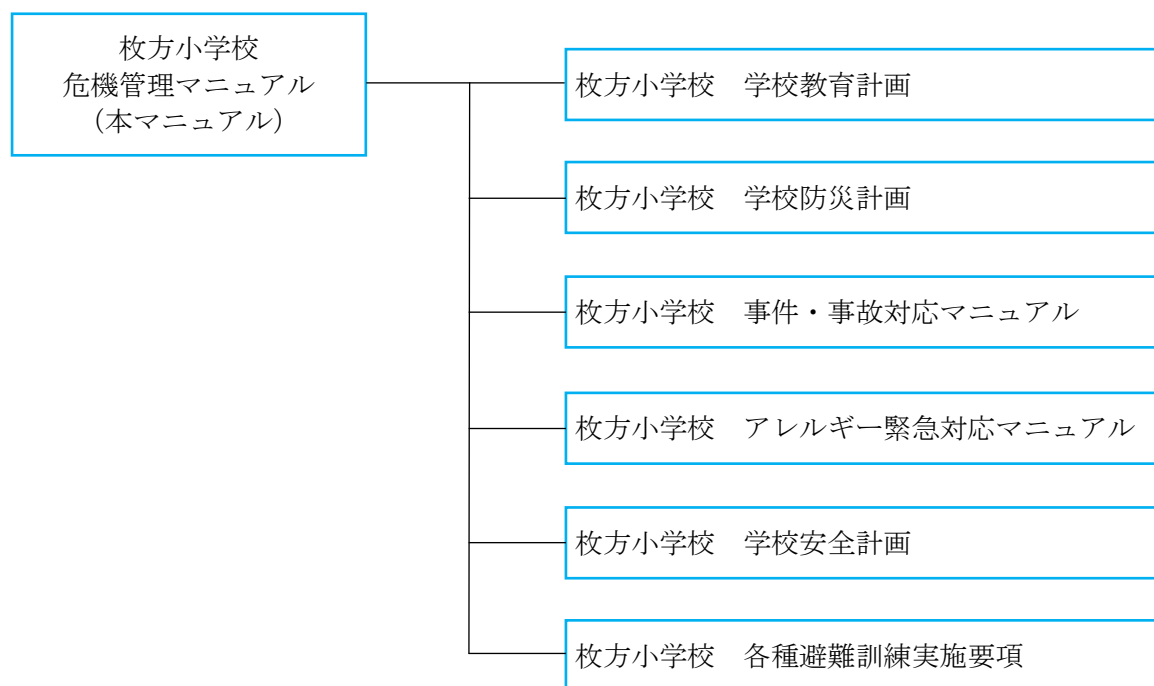
本マニュアルは、本校における事故、加害行為、災害等から児童及び教職員の安全の確保を図ることを目的として、学校保健安全法第29条第1項に定める「危険等発生時対処要領」として作成したものである。

本校は枚方市地域防災計画において水防法、土砂災害防止法に基づく避難所に指定されている。このため、本マニュアルは、水防法第15条の3第1項、土砂災害防止法第8条の2第1項に基づく「避難確保計画」としても位置付けられる。

また、本マニュアルは消防法に基づく消防計画、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく防災対策計画としても位置付けられる。

(2) 関連計画・マニュアル等との関係

本マニュアルは、本校における学校安全のための各種対応の基本となる事項を定めるとともに、本校におけるその他の学校安全に関する計画・マニュアル等（下図）と常に整合を図りつつ本校の学校安全を推進するものである。



危機管理の基本方針

本校における危機管理の基本原則

本校における危機管理は、以下の事項を基本原則として執り行う。

- 子供の生命、安全の確保を第一とする。
- 指揮・命令、報告・連絡の徹底を図り、学校全体として組織的な対応を行う。
- 地域、保護者や関係機関と密接な連携を図り、一体となって対応する。

本マニュアルに定めのない事態が発生した場合などは、個々の状況・場面に応じて、この基本原則に則って最も適切と考えられる措置を取るものとする。

教職員・関係者等への周知等

(1) 教職員の共通理解促進

校長は、職員会議・各種防災訓練・研修等を通して、本校の全ての教職員（臨時的任用・非常勤を含む。以下同じ。）に対し、本マニュアルに定める事項を周知徹底するとともに、学校安全への意識高揚を図る。

全ての教職員は、本マニュアルに定める事項を十分に理解し、事故等の未然防止、及び発生した場合の自らの役割を習熟するとともに、これを確実に遂行し、学校安全の推進に努める。

(2) 児童・保護者への周知

校長は、本校の児童・保護者に対し、本マニュアルに定める事項を、以下のとおり周知するものとする。

児童：学級活動・ホームルーム活動、各種防災訓練、防災教育の学習等

保護者：学校教育計画、各種防災訓練、本校ブログ等

マニュアルの保管方法

本マニュアルは事故・災害等の発生時に備えて、保管場所・保管方法は以下のとおりとする。

電子データ（原データ）	枚方小学校共通サーバー安全部フォルダ内
印刷製本版	校長室・職員室・非常時持ち出し用（計3部）

マニュアルの見直しと改善

校長は、下記の表に示すタイミングで本マニュアルの見直しを行い、継続的にこれを改善することで、本校の学校安全の継続的な向上を図る。

定例見直し	・毎年度当初及び人事異動があったとき ・各種訓練・研修等を実施した後等
随時見直し	・枚方市の地域防災計画や国民保護計画等のマニュアル等で改訂があったとき ・各種ハザードマップの改訂、近隣における事故・犯罪の発生等起こりうるリスクに関する情報の変更があったとき

地域、学校、学区の現状

(1) 地域の特徴

本校の位置する枚方市は大阪府の北東に位置し、淀川の左岸、生駒山地の北部にのびる枚方丘陵上にあり、山間部から船橋川、穂谷川、天野川がそれぞれ南東から北西に流下して淀川に注いでいる。地形的には、東部の標高100m以上の生駒山地延長部、それに続く50～100mの山麓地帯・谷口扇状地、中央部の20～50mの沖積層丘陵・台地、20m以下の淀川低地帯をなす沖積平野の各地区に分けられる。枚方市の主な産業は製造業であるが、農地もところどころに残る。住宅地開発が進み、人口は増加傾向にある。

(2) 地域の災害履歴

枚方市内における過去の主な災害のうち、特に本校周辺で被害等が発生した事故・災害等は以下のとおりである。

1 風水害

明治以降、枚方市に大きな被害をもたらした風水害は、台風、梅雨前線及び台風くずれの低気圧に伴う暴風雨、集中豪雨によるものが多い。過去の災害記録によると、淀川本川は、明治18年、大正6年、昭和28年に決壊し、大洪水が発生している。昭和30年代以前には淀川及び天野川・穂谷川・船橋川等の堤防決壊による外水はん濫が、広い範囲に浸水被害をもたらした。しかし、その後主な河川の改修が進み、昭和40年代以降では淀川などによる洪水災害はほとんどみられなくなった。一方、昭和40年代から50年代全般にかけて、市域の急速な都市化の進展と土地利用の変化により、豪雨時に中小河川や用排水路に起因した局所的な内水はん濫が多発した。近年では、全国の都市部において地球温暖化やヒートアイランドなど様々な要因と考えられる突発的かつ局地的な集中豪雨の発生が増加する傾向にあり、枚方市においても2008年8月に最大1時間雨量89mmを観測し、2012年8月にはそれを上回る最大1時間雨量108.5mmを観測する降雨があり、それに伴い内水はん濫が発生した。市域の水害履歴は、次のようにまとめられる。

- ・ 明治から大正時代にかけて淀川本川の決壊により、大きな被害を受けた。
- ・ 昭和初期から30年代までは大型台風による被害が多発したが、市域では淀川本川の決壊による被害はなくなった。
- ・ 昭和40年代から50年代は、浸水家屋1000戸を超える内水はん濫が多発した。
- ・ 昭和60年代からは、大きな台風や集中豪雨に見舞われなかったこともあり、市内では大きな被害はほとんど発生しなかった。
- ・ 近年では、局地的な集中豪雨による内水はん濫により道路冠水・道路陥没、床上・床下浸水等が発生している。また、がけ崩れなどの土砂災害も発生している。
- ・ 平成30年台風第21号では、観測史上初となる最大瞬間風速40.2m/sを記録し市域に大きな被害をもたらした。

2 地震災害

市域に影響を与えた大規模な地震としては、最近では兵庫県南部地震（平成7年1月）、大阪府北部地震（平成30年6月）によるものがある。また、過去に府域では、紀伊半島沖を震源とするマグニチュード8クラスの巨大地震（887年、1361年、1707年、1854年、1944年、1946年）、畿内に震源をもつマグニチュード7クラスの地震（1510年、1596年、1899年、1952年など）、濃尾地震（1891年）などの地震が発生し、市域でも少なからず影響を受けたと推定される。

(3) 学校、学区の現状

本校は枚方市の南西に位置し、北は淀川、東は天野川が流れている。校区内にある京阪本線の北・西側は低地になっており、東・南側は高い台地になっている。そのため、北・西側の一部は洪水浸水区域、東・南側の一部は土砂災害区域に指定されている。学区は、枚方市伊加賀南町、伊加賀北町、伊加賀本町、伊加賀東町、伊加賀寿町、岡南町（一部）、岡山手町（一部）、菊丘町、桜町、高塚町、堤町、走谷一丁目（一部）、枚方元町、枚方上之町、枚方公園町、三矢町からなる。在籍する児童は以下のとおり。

全校児童数：663人

内訳：第1学年：91人 第2学年：101人 第3学年：109人

第4学年：127人 第5学年：107人 第6学年：128人

危機管理の前提となる危機事象等

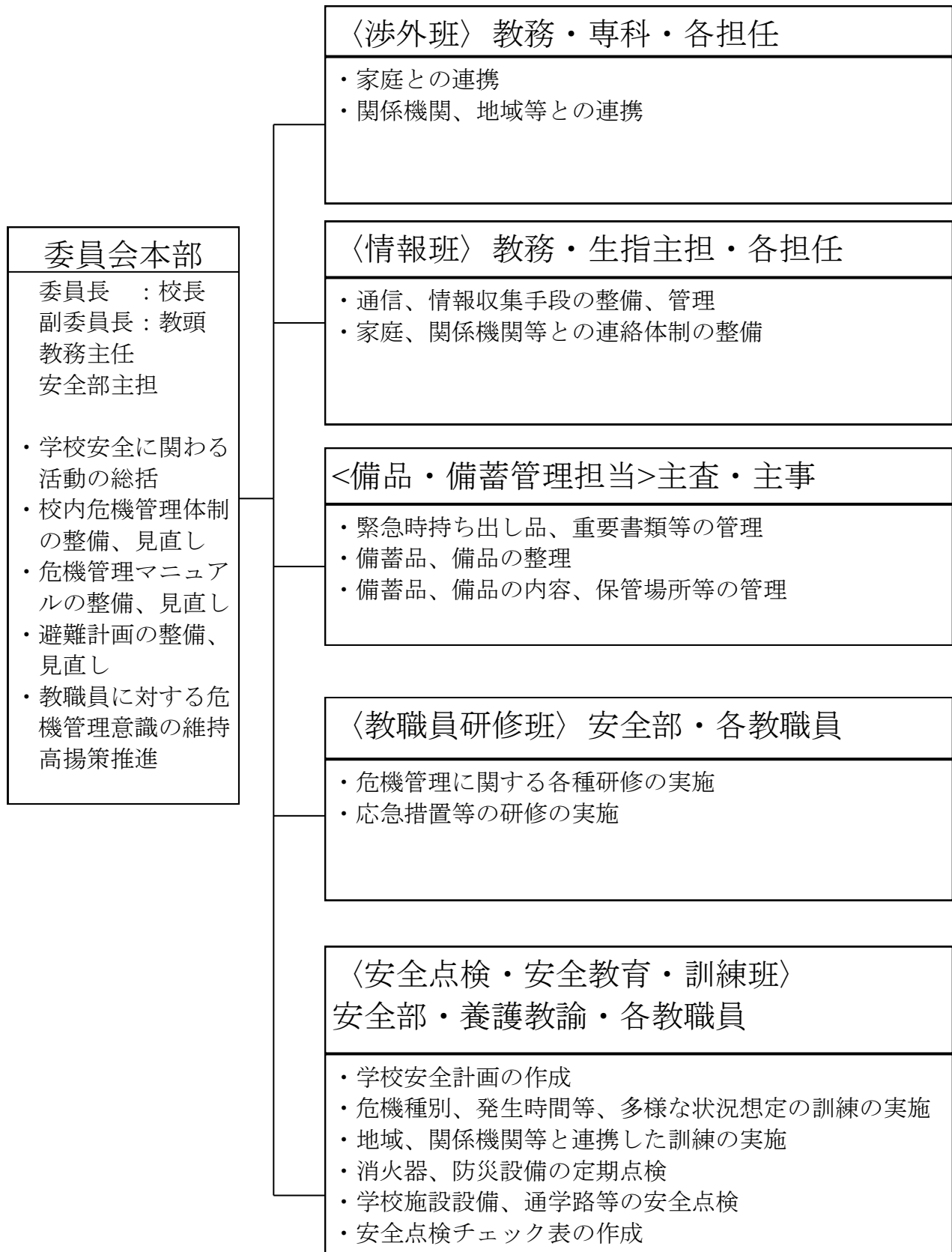
本市、本校で想定される危機事象

※枚方市地域防災計画、枚方市防災ガイド（ハザードマップ）を参照

危機事象		想定される事態
生活安全	傷病の発生	熱中症、体育授業中、休憩時間中、階段・ベランダ・遊具等からの転落、急病等による心肺停止等
	犯罪被害	不審者侵入、通学路の声掛け、学校への犯罪予告、校内不審物等
	食物等アレルギー	学校給食によるアレルギー・アナフィラキシー
	食中毒、異物混入	学校給食による食中毒、学校給食への異物混入等
交通安全	自動車事故	通学路上・校外活動中の自動車事故等
	自転車事故	通学路上の自転車事故等
災害安全	大規模な断層地震	上町断層、生駒断層、有馬高槻断層等 震度 5 強～7 市内の被害：全壊棟数2800～20000棟 半壊棟数5000～20000棟 人的被害：死者13～373人 負傷者1600～5000人
	南海トラフ地震	震度 6 弱 市内の被害：全壊棟数1900棟 半壊棟数13000棟 人的被害：死者50人 負傷者1200人
	洪水等による浸水被害	枚方市の発行する枚方市防災ガイド（ハザードマップ）によると、市内に流れる淀川、天野川で氾濫が発生した場合、本校周辺は想定浸水区域に入っていないが、一部の校区が0.5～3.0m未満浸水すると想定される。
	土砂災害	枚方市の発行する枚方市防災ガイド（ハザードマップ）によると、本校周辺の一部が土砂災害特別警戒区域、及び土砂災害警戒区域に指定されている。
	強風	台風などの強風による飛来物・停電等
	突風、竜巻、雷	突風、竜巻による家屋倒壊・飛来物、落雷
	火災	校内施設からの出火
その他	弾道ミサイル発射	Jアラートの緊急情報発信
	感染症	結核、麻しん、新たな感染症等
	大気汚染	光化学オキシダント被害、微小粒子状物質（PM2.5）
	その他	インターネット上の犯罪被害等

平常時の危機管理体制

<校内安全委員会>



点検

校長は、学校・校地周辺・通学路の安全を保ち、事故・災害等の発生を防止するため、点検を中心とした危険個所の点検を計画的に実施する。危険個所の把握は、教職員により以下の方法で実施する。

点検	点検時期・対象	責任者	使用する様式
定期点検	校内施設・設備 校内の避難経路・避難場所 毎月実施対象：各教室・トイレ・廊下等	安全部 各教室担当	教室等の安全点検表 遊具等の安全点検表
	通学路（每学期点検）	安全部 各地区担当	
臨時点検	学校行事前後 （校内施設・設備）	行事責任者 各教職員	
	災害時（校内施設・設備）	各教職員	
日常点検	通常の授業日（授業で使用する施設・設備）		

緊急時の非常参集体制

災害等のレベルに応じた緊急時の非常参集体制を以下のとおりとする。

●地震

参集体制	参集基準： 枚方市の震度	教職員の対応			
		教頭	校長	教務主任	その他教職員
第1次参集	4 被害なし	待機	待機	待機	待機
第2次参集	4 被害あり	参集	参集	待機	待機
第3次参集	5 強又は 5 弱	参集	参集	参集	待機
第4次参集	6 弱以上	参集	参集	参集	参集

※第4次参集は状況に応じて校長が判断。

●風水害

参集体制	参集基準： 枚方市の 警戒レベル	教職員の対応			
		教頭	校長	教務主任	その他教職員
第1次参集	レベル3 相当 大雨警報、洪水警報 淀川・天野川氾濫警戒情報	待機	待機	待機	待機
第2次参集	4 被害あり	参集	待機	待機	待機

※第3～4次参集は、状況に応じて校長が判断。

●その他の事故・災害等：状況に応じて第1～4次参集のどの体制を取るかを校長が判断。

本校の門扉警備体制について

【通常時の警備体制(門の管理)について】

1. 登校時

- (1)原則として朝の開門は8時00分(正門・東側通用門)
- (2)登校時は正門を開放。なお、児童へは登校時刻等について次の点を指摘する。
 - ・通常の授業時は、8時00分～8時20分の間に登校すること。
 - ・遅刻して門が閉まってから登校した場合は、安全監視員により解錠する。
 - ・遅刻・欠席する場合は、学校に連絡すること。
- (3)正門指導(8時00分～8時20分)
 - ・正門で児童の登校を見守る。
 - ・8時30分に施錠。その際、児童の安全に十分配慮し、安全を最優先すること。

2. 授業時・休憩時

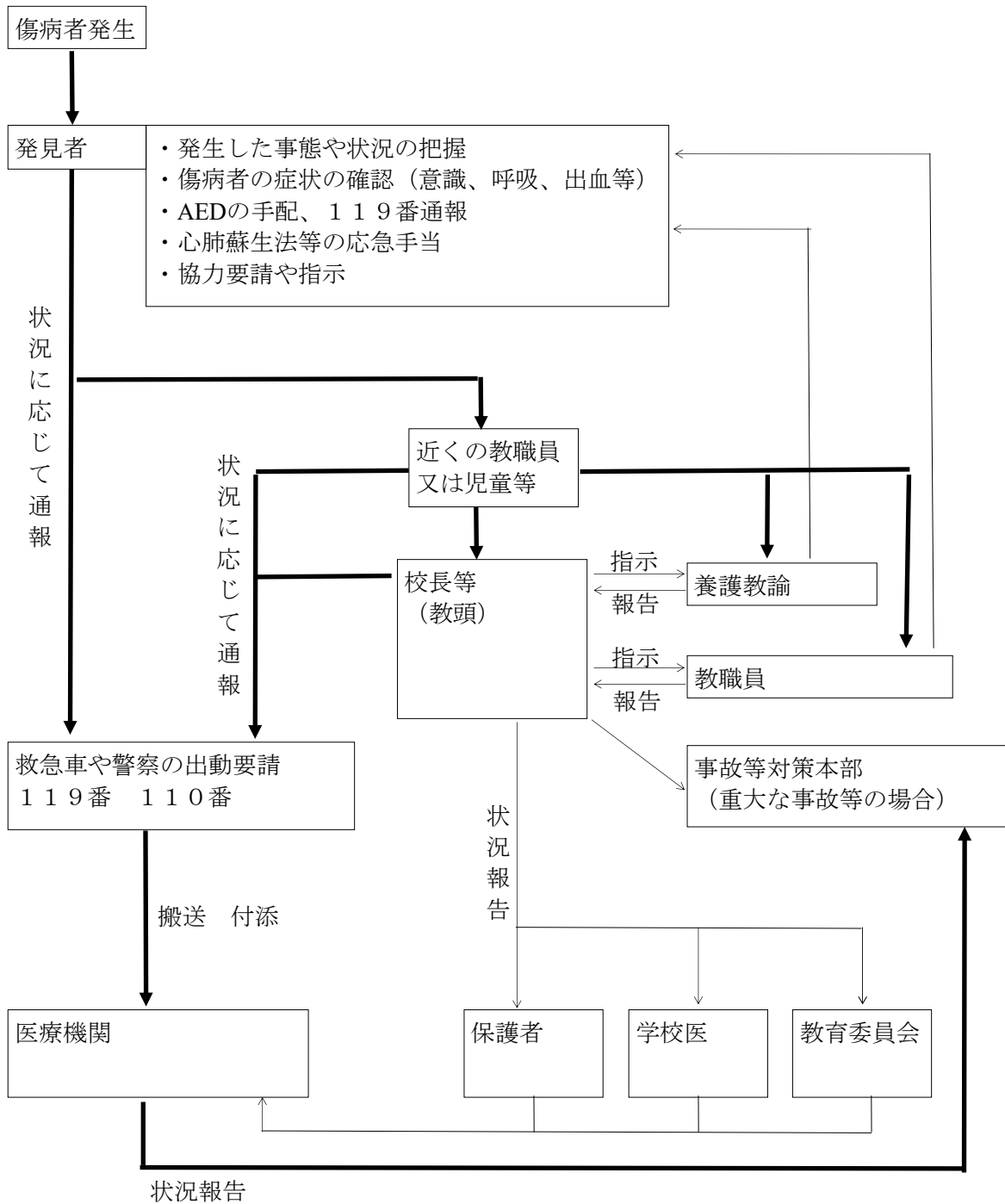
- (1)門は施錠している。
- (2)来校者は、安全監視ボックスにおいて受付簿記入と来校者カードを着用後、職員室に来室するよう依頼する。安全監視員不在時はインターホンにより対応する。

3. 下校時、放課後

- (1)下校の際は、正門・東側通用門から下校させる。
- (2)来校者については、授業時と同様。もしくはインターホン対応。
- (3)留守家庭児童会への登校・留守家庭児童会からの下校は、北側通用門と児童会正門を使用する。常時施錠し、指導員及び留守家庭安全監視員のみが施錠・解錠する。

4. 西側通用門(二か所)、物資搬入門については常時施錠。

傷病者発生時の対応



アレルギー緊急対応マニュアル

学務課

アナフィラキシーを発症した！ 対応の流れ

- 発見者
- ① 発症者から離れない
 - ② 助けを呼ぶ
 - ③ エピペン®と内服薬、AEDを持ってくるよう指示

A「学校での役割分担」へ

緊急状況があるか？

5分以内に判断を下す！

B1「緊急性の判断」へ

ある

ない

B2「緊急対応をする」へ

- ただちにエピペン®注射
- 救急車を呼ぶ(119番通報)
- 安静を保つ
- 可能なら内服薬を飲ませる

C「エピペン®使い方」へ

- 必要があれば内服薬を飲ませる
- 保健室へ移動する
- 悪化がないか、5分おきに症状をチェックする

ある

心肺機能に異常はないか？

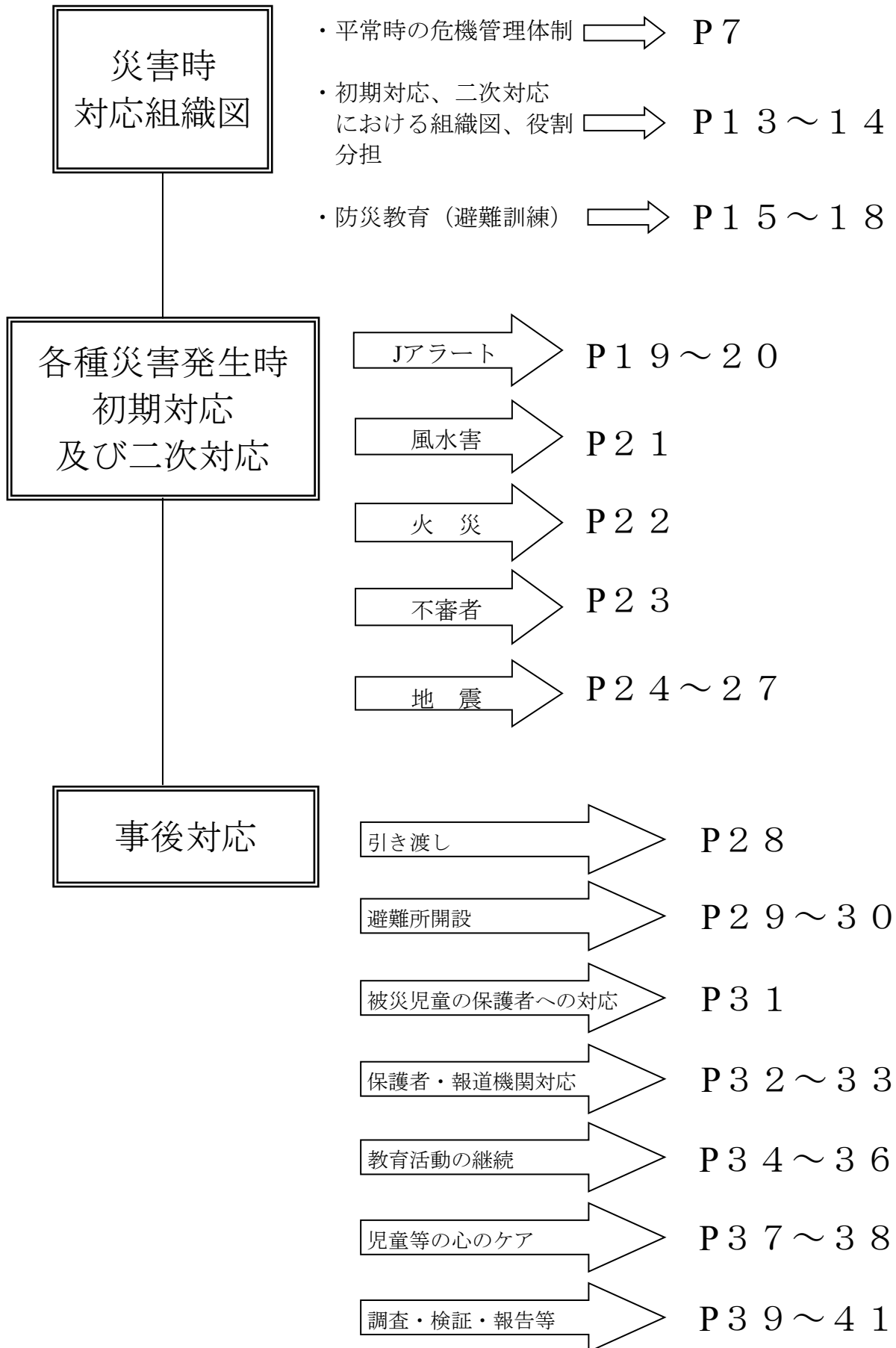
ない

・心肺蘇生を行う

・症状チェックしながら救急車を待つ

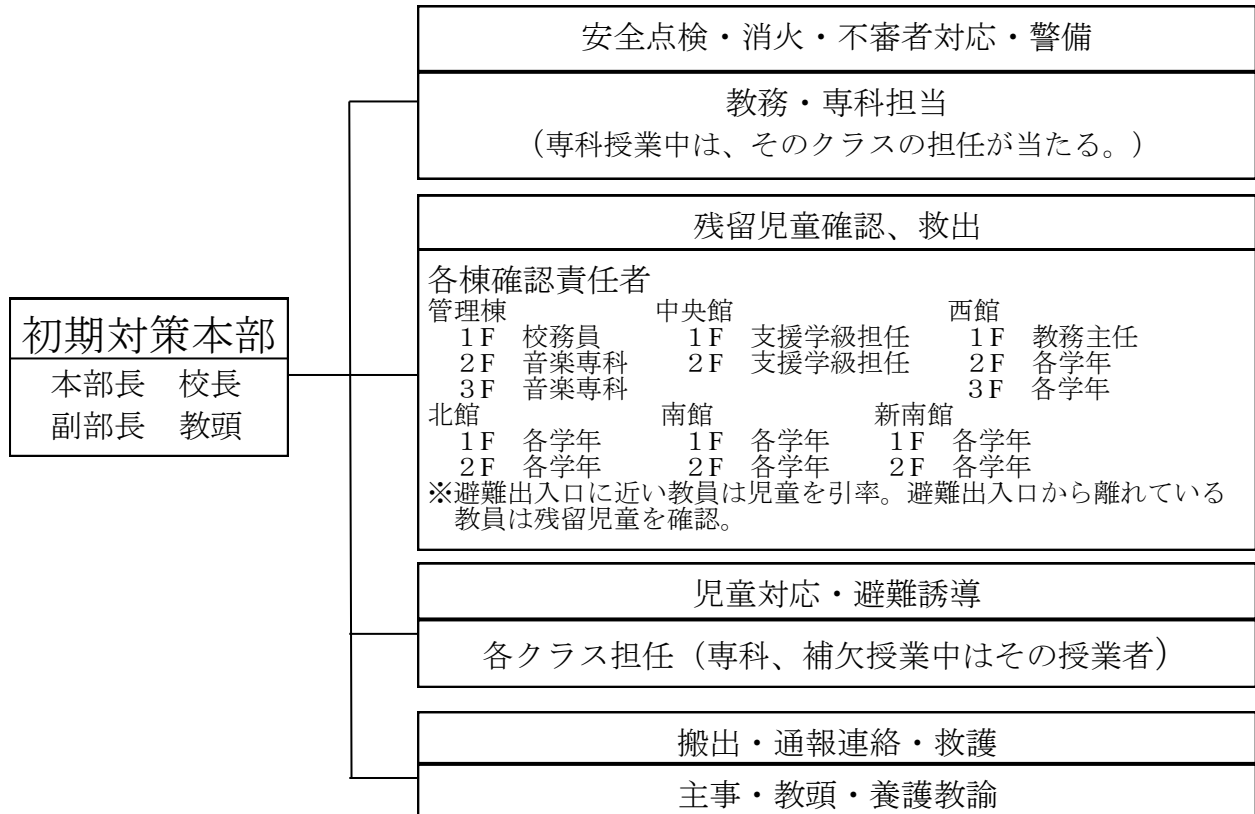
・随時、容態や対応の記録をとる

各種災害時対応図



枚方小学校災害時初期対応組織図

この図は地震、火災、不審者共通対応組織図です。

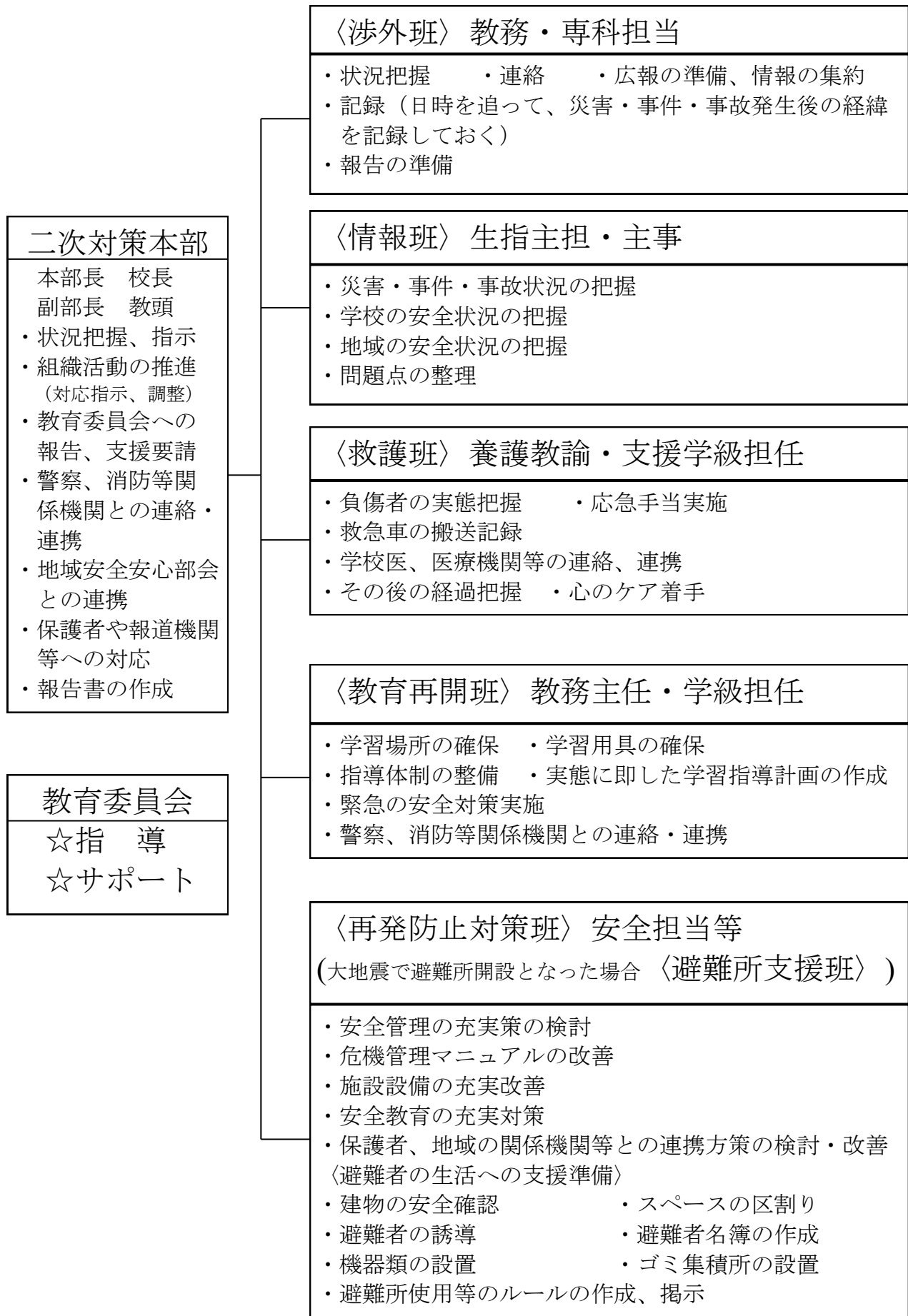


枚方小学校災害時初期対応体制

名 称	担 当	主な対応
本 部	校長 教頭	・情報を収集し、被害状況を把握して避難を指示 ・教育委員会、関係機関等への連絡 ・二次災害の情報収集、対応指示
安全点検 消火 不審者対応 警備	教務 職員室に いる教員	・非常ベルが鳴った場合、サスマタを持って現場に急行、情報を本部に伝える。(教務・職員室にいる教員、計3名以上) ・火災の場合、一人は、職員室へ出火場所と状況を連絡し、他の者はすぐに近くの消火器、消火栓を使い消火に当たる。 ・近くに児童がいる場合、児童を安全に避難させる。 ・不審者の場合は、二人以上で不審者と対応、一人職員室に連絡。 ・負傷者の救出
残留児童確認 救出	各棟確認 責任者	・各棟・各階に残っている児童はいないか確認。 ・いた場合は避難指示 (他にいないか最後まで確認する) ・行方不明者の捜索 ・手が空けば消火・不審者対応・警備班を応援する。
児童対応 避難誘導	各クラス 担任	・児童の安全確保、児童への的確な指示(おはしもち) ・児童の負傷有無、負傷の程度の確認 ・学級の人員確認 ・本部への連絡 ・保護者への個別連絡 ・行方不明者がいた場合は半数は捜索に当たる。
通報連絡 搬出 救護	教頭 情報担当 主事 養護教諭	・保護者へのメール、まなびポケットによる一斉連絡 ・消防署、もしくは警察への連絡。 ・非常持ち出し品の搬出。(火事、地震) ・応急手当の実施。 ・医療機関・救急車の手配。

枚方小学校災害時二次対応組織図

この図は地震、火災、不審者共通対応組織図です。



避難訓練(地震)

緊急地震速報に対する訓練

- 【目的】
- ・地震時に対応するため、必要な知識や判断力を身につける。
 - ・緊急時に、指示に従って、安全に避難できるようにする。

- 【内容】
- ・Jアラートで、事前に地震発生がわかった場合の避難訓練。
 - ・幼稚園も枚小の運動場に避難してくる。

◆ 訓練の方法

(1) 事前指導……各担任

地震の恐ろしさと安全な行動の仕方について話し合う。

- ・地震発生時の避難方法や約束ごとについて話し合う。
- ・Jアラートが発表されたときの対処の仕方について話し合う。

★基本的な避難の仕方

- ・放送をよく聞き、避難経路を判断し避難する。
- ・近くの先生の指示・誘導に従う。

【揺れへの対応】

- ・すばやく、机の下にもぐり机の脚をしっかり持つ。
(体全体を机の高さより低くする。)
- ・もぐれるような机がないときは、頭を本などでかばう。

【避難】

- ・靴は履き替えず上靴のまま外に出る。
- ・しゃべらないで静かに早く行動する。
- ・前の人を押したり、追い越したりしない
- ・低学年や体の弱い人を優先させる。
- ・校舎内は走らない、校舎外では小走りに。
- ・適当なものを頭に置き、落下物に注意して避難する。
- ・教室にもどったり、落した物を拾ったりしない。
- ・プール前では、早く並び、静かに次の指示を待つ。

(2) 通報及び避難

- ①地震の合図 緊急地震速報チャイム音が入る。

「緊急地震速報。大地震です。大地震です。これは訓練放送です。」×3

- ②教頭先生より(地震速報に割り込む形で)

「室内にいる児童の皆さんは、机の下に体を入れ、机の脚をしっかりもって、ゆれがおさまるのを待ちなさい。廊下にいる人はすぐに近くの教室に入り、机の下に体を入れなさい。外にいる人は、窓から離れ広い場所でしゃがみなさい。」

(各教室の担任がすること)

- ・出入り口の戸をあける。
- ・電気のスイッチを切る。
- ・コンセントを抜く。

- ③避難合図(マイク放送)……教頭

「ゆれがおさまりました。各担任は安全な避難経路を通して、児童を避難させてください。児童の皆さんは、身のまわりにあるもので頭を守って、静かに、避難しましょう。先生の指示に従って、避難してください。」

(各教室の担任がすること)

学級名簿(人数と名前が確認できるもの)を持つ。
適当なものを頭にのせるよう、児童に指示する。

- ④担任が先頭に立ち、避難場所まで誘導する。
(担任のいないクラスの児童もいっしょに誘導する。)

避難訓練（地震から火災）

- 【目的】
- ・地震時に対応するため、必要な知識や判断力を身につける。
 - ・火災に対応するため、必要な知識や判断力を身につける。
 - ・緊急時に、指示に従って、安全に避難できるようにする。
- 【内容】
- ・地震から火災が起こった場合の避難訓練。

◆ 訓練の方法

（１）事前指導……各担任

- 地震・火災の恐ろしさと安全な行動の仕方について話し合う。
- ・地震発生時の避難方法や約束ごとについて話し合う。
 - ・Ｊアラートが発表されたときの対処の仕方について話し合う。

★基本的な避難の仕方

- ・放送をよく聞き、避難経路を判断し避難する。
- ・近くの先生の指示・誘導に従う。

【地震】・すばやく、机の下にもぐり机の脚をしっかり持つ。（体全体を机の高さより低くする。）

- ・もぐれるような机がないときは、頭を本などでかばう。

【火災】・カーテンを開け、窓を閉め、電気・ストーブの後始末をする。

- ・煙や有毒ガスを吸わないように、ハンカチ等を口に当てる。

【避難】・靴は履き替えず上靴のまま外に出る。

- ・しゃべらないで静かに早く行動する。
- ・前の人を押したり、追い越したりしない
- ・低学年や体の弱い人を優先させる。
- ・校舎内は走らない、校舎外では小走りに。
- ・適当なものを頭に置き、落下物に注意して避難する。
- ・煙の中は、ハンカチを口に当てる。無いときは冬場だったら袖を口、鼻に当てる。何も無いときは手を口に当てる。
- ・外に出たら、早足で集合し、静かに待つ。
- ・教室にもどったり、落した物を拾ったりしない。
- ・プール前では、早く並び、静かに次の指示を待つ。

（２）通報及び避難

①予告（マイク放送）……教頭

「只今より、地震・火災の避難訓練を行います。この訓練は、人の命を守る大切なものです。放送をよく聞き、しゃべらずに落ち着いて行動しなさい。」

②地震の合図（サイレンとマイク放送）

サイレンを鳴らす。……教頭

マイク放送を入れる。…教頭

「まもなく大きなゆれが来る予報が発表されました。

室内にいる児童の皆さんは、机の下に体を入れ、机の脚をしっかりもって、ゆれがおさまるのを待ちなさい。廊下にいる人はすぐに近くの教室に入り、机の下に体を入れなさい。

外にいる人は、窓から離れ広い場所でしゃがみなさい。」

（各教室の担任がすること）

- ・出入り口の戸をあける。（必ず）
- ・電気のスイッチを切る。
- ・火を消す。（使用している場合）
- ・ガスの元栓をしめる。（使用している場合）

③避難合図（マイク放送）……教頭

「ゆれはおさまりましたが、_____室で火災が発生しました。

各担任は安全な避難経路を通して、児童を避難させてください。児童の皆さんは、身のまわりにあるもので頭を守って、静かに、避難しましょう。先生の指示に従って、必要ときはハンカチを口に当てて避難してください。」

（各教室の担任がすること）

出席簿（人数と名前が確認できるもの）を持つ。

適当なものを頭にのせるよう、また、ハンカチを口に当てるよう児童に指示する。

④担任が先頭に立ち、避難場所まで誘導する。

（担任のいないクラスの児童もいっしょに誘導する。）

避難訓練(風水害)

【目的】

- ・台風や大雨の時の対応について、必要な知識や判断力を身につける。
- ・緊急時に、指示に従って、安全に避難できるようにする。

【内容】

- ・大型の台風が大阪に接近してくるとの想定での避難訓練。

◆訓練の方法

○各担任より学級指導

《教室》事前に教室で風水害の時の注意事項等話しておく。

- ・傘をさしている時は、一列にならぶ。
- ・できるだけ水たまりをさけて歩く。
- ・強風による落下物に気をつける。
- ・道路の端をあるかない。（溝に落ちないように気をつける。）
- ・マンホールがあいているかもしれないので、気をつける。
- ・風が強い時は、無理に傘をささない。

○台風が来るとの設定で、各クラス各地区児童会の教室より集団下校を行う。

- ・放送の指示で地区児童会の教室へ移動。
- ・全員そろったら体育館（教頭）へ、人数を報告（各教室代表）
 - ※学校待機児童の確認をする。（ファイルに綴じてある緊急連絡カード・登校班名簿）
 - ※各教室代表の班長一人は、教室の、全班の「緊急時児童数確認票」を持って、学校待機児童全員を連れてくる。
- ◎学校が休校の措置をとる時は、留守家庭児童会の児童も閉室となるので、原則「緊急連絡カード」通りとする。
- ◎事前に風水害等の緊急時の帰宅場所について、各家庭で決めておいてもらう。

《地区児童会の教室》各地区での話し合い

- ・通学路に大雨が降ったり、強風が吹いたときに危険なところはないか確認する。
- ・地区に応じて、台風がきたときの注意などを話し合う。
- ・実際の台風では、留守家庭にはいけないことを伝える。
- ・留守家庭児童会および学校待機等の児童を確認する。
- ・留守家庭児童会の児童も実際は自宅に帰ることを原則とする。

《集団下校》

- ・放送の指示で、集団下校の開始。【下校順は放送で指示】
 - ※放送で告げられた班から廊下に並び下校する。それ以外の班は必ず教室で待機する。
 - ※廊下から、登校班の列を崩さずに下校する。（班の途中へ絶対入らない。）
 - ※集団下校も避難訓練です。途中で止まらず順序良く下校する。
 - ※あわてず、譲り合いの精神で、列が乱れないことを最優先に下校する。

避難訓練(防犯)

- ◆ 目標 不審者の侵入等に対して迅速に対応・避難し安全を守るための判断力や危機管理意識を身につける。
- ◆ 内容 安全が確保されるまで教室で待機し、安全確認後、クラスごとに運動場(晴天時・雨天時体育館)に移動、人数確認、全体指導。
- ◆ 事前指導(各担任で)
 - ①不審者侵入時の安全な行動の仕方について話し合う。
 - ②不審者侵入時の避難方法と約束について話し合う。
 - イ 教室から出ないで担任や学年の先生などと一緒に待機する。
 - ロ 教室から運動場に避難してクラスごとに整列する。(晴天時・雨天時は体育館)
- ◆ 訓練内容
 - (予告)ー非常用放送設備で行う
 - 「近隣の皆様へ。枚方小学校ではただ今より防犯の避難訓練を行います。非常ベル等がありますが、訓練ですので、よろしくお願いします。(繰り返す)」
 - ・第一発見者→北館1階トイレ付近で不審者発見 刃物らしきものを携帯していた為、火災報知器を鳴らした後、児童と共に教室に避難。
 - ・職員室の教職員数名が異常に気づき、さすまたと携帯電話を持って北館1階の様子を見に行く。確認後、職員室に連絡(携帯、もしくは直接職員室に行く)。
 - 残った教職員(は、不審者がどこにいるかを把握するため、距離を置きながら追いかける。北館2階→西館1階2階3階→中央館1階2階→南館1階2階→新南館1階2階を順番に回る。(不審者侵入の通報を受けてから、合図放送が入る。)
 - 「お尋ねします。北の一番の鍵が見当りません。(繰り返す)児童の皆さんは先生の指示に従ってください。」

※担当外の先生が専科の授業中 → 空き時間のクラスの先生が役割交代。

緊急事態の合図放送として

例) 北の一番→北校舎の1階で緊急事態発生の意味

西の二番→西校舎の2階で	南の一番で→南館の1階で
中の一番→中央館の1階で	南の二番で→南館の2階で
管の一番→管理棟の1階で	新の一番で→新南館の1階で
体の一番→体育館で	新の二番で→新南館の2階で
外の一番→運動場で	

この放送があれば各担任は放送の指示があるまで待つ。
学校長の判断指示の元、行動する。

- ・110番通報 →市教育委員会へも連絡 ※ 電話回線は1本は必ずあけておくこと！
「事件です。直ちに来てください。現場は枚方小学校です。刃物を持った男が侵入しました。私は職員の〇〇です。」
 - ・救急処置・救急車要請
「救急です。こちらは枚方小学校、私は職員の〇〇です。職員が一名〇〇で負傷、けがの様子は〇〇です。今××の処置をしています。」
救急車到着までの指示を仰ぐ。
- 《各教室の担任がする事》
- ・非常ベルを聞いた時
(または、いきなり「北の一番の鍵が見当りません・・・」の放送があった時)
 - ①教室の窓とドアの施錠
 - ②教室内で2列(後ろの扉の前)に並び、児童の安全確保、誘導に努める。
(教室の出入り口は外からしか施錠できない所が多いので事前に確認する。)
 - ・避難時に学級名簿(人数と名前が確認できるもの)を持参する。
 - ※緊急時に支援の必要な児童(例、骨折者)がでた場合は、日常的に、クラスと児童名を職員室前のホワイトボード横に入れておく。
 - 緊急時は、職員室にいる先生が応援にいくようにする。

Jアラートによるミサイル発射情報に対するガイド

I あらかじめ教職員間で確認・情報共有する事項

1 幼児児童生徒等の避難方法や安全確保の方策

下記「Ⅱ Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応」を参考に適切な指示ができるようにしておく。

2 幼児児童生徒等の安否確認方法

Ⅱ Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応

※幼児児童生徒等には、必要以上に不安にさせることがないように、十分、配慮しながら、下記の事項について周知を図るなど、実態に応じた安全指導を行うこと。

1 速やかな避難行動と情報収集

○落ち着いて、直ちに次の行動をとる。

屋外にいる場合 ⇒ できる限り近くの建物(できれば頑丈な建物)や地下(地下街や地下駅舎などの地下施設)に避難する。

建物がない場合 ⇒ 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

屋内にいる場合 ⇒ 窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

<近くにミサイルが落下した場合>

○屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ密閉性の高い屋内又は風上へ避難する。

○屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、隙間をテープで埋める等、室内を密閉する。

○正確かつ迅速な情報収集

Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集する。
行政からの指示があれば、それに従って落ち着いて行動する。

2 登下校時の留意事項

○ミサイルが上空通過、枚方市を中心とした一定距離圏外(約30 km)または大阪府域外に落下した場合

⇒ Jアラートの続報などでミサイルが上空を通過したことや海上等に落下したことの確認が取れた場合は、原則として登下校を再開する。

○ミサイルが枚方市を中心とした一定距離圏内(約30 km)または大阪府域内に落下した場合

⇒ Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集し、安全を確保できるように落ち着いて行動する。

○ミサイルの落下物を発見した場合

⇒ 決して近寄らず、警察・消防に連絡する。

Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応

1 Jアラートが発信されたとき

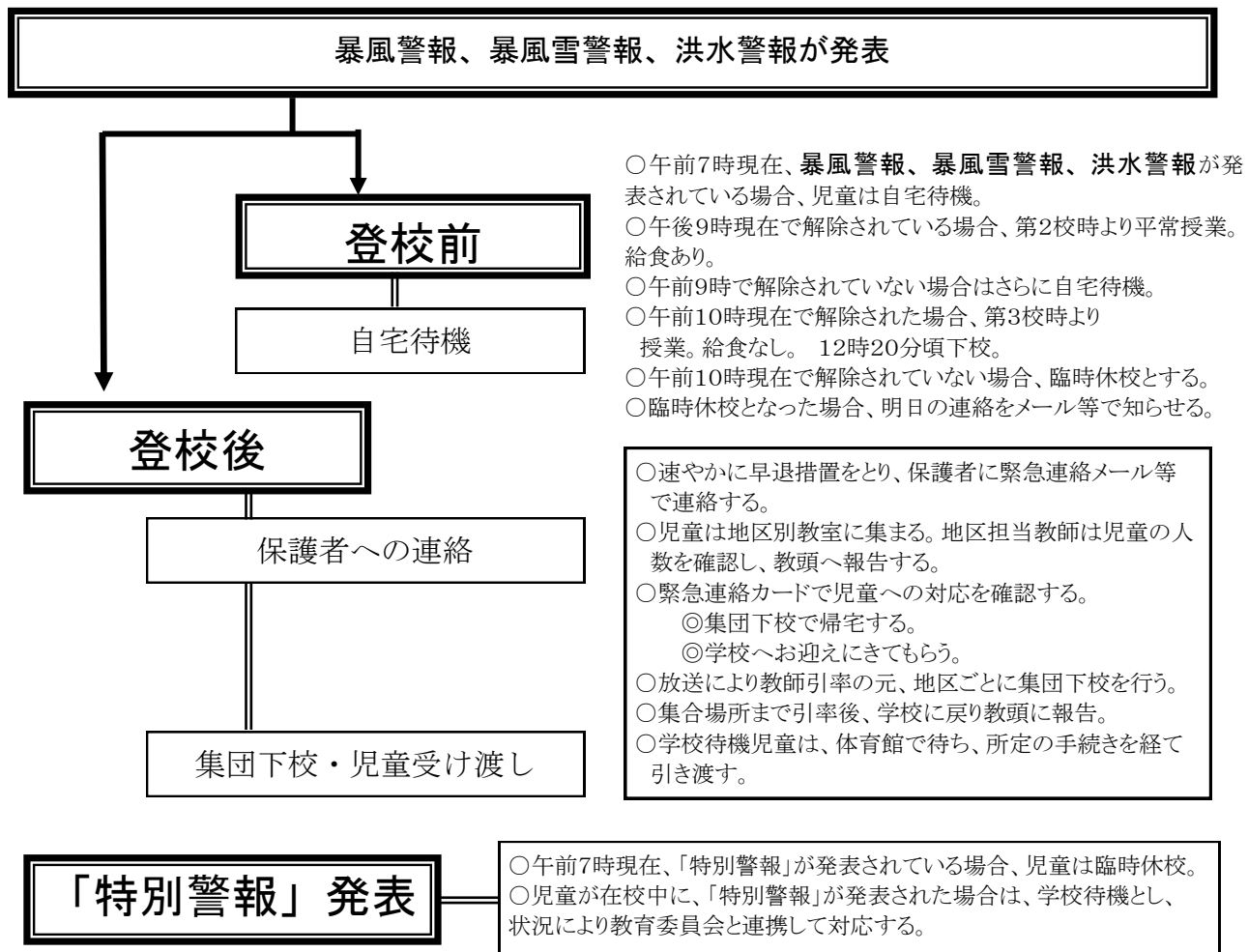
ミサイルが発射され、日本の領土・領海の上空を通過、又は領土・領海に落下する可能性がある

在 校 ・ 在 園 時	校舎内等への避難や建物内では窓から離れるなど、適切な指示のもと、幼児児童生徒等の安全確保に努める
登 校 ・ 登 園 前	自宅待機
登 下 校 時	学校園に登校・登園した、又は下校・降園していない幼児児童生徒等を校舎内等へ避難誘導し、安全確保に努める
校外・園外活動時	引率教員等は、幼児児童生徒等を近くの建物や地下などへ速やかに避難誘導

2 状況別の臨時休業の取扱い等

状 パ タ ー ン	A	B	C	D
	領土・領海外に落下	日本の上空を通過	領土・領海に落下 (Dを除く)	枚方市を中心とした一定距離圏内(約30km) または大阪府域に落下
臨 時 休 業 の 取 り 扱 い	原則として臨時休業は行わない			臨時休業
在 校 ・ 在 園 時	教育活動を再開			①原則として幼児児童生徒等を学校園で保護 ②引き続き情報収集に努める ③安否情報を保護者へ連絡する
登 下 校 時	(登校時) 登校後、教育活動再開 (下校時) 安全確認後、下校させる ○始業の繰り下げ等の対応をとった場合は、児童生徒支援室まで報告すること			○学校園に登校・登園した、又は下校・降園していない幼児児童生徒等については、在校・在園時に準じた対応を行う
校外・園外活動時	安全確認後、校外・園外活動を再開			①幼児児童生徒等を安全な場所で保護 ②引率教員等は、自校に現状報告を行うとともに、引き続き情報収集に努める ③安否情報を保護者へ連絡する

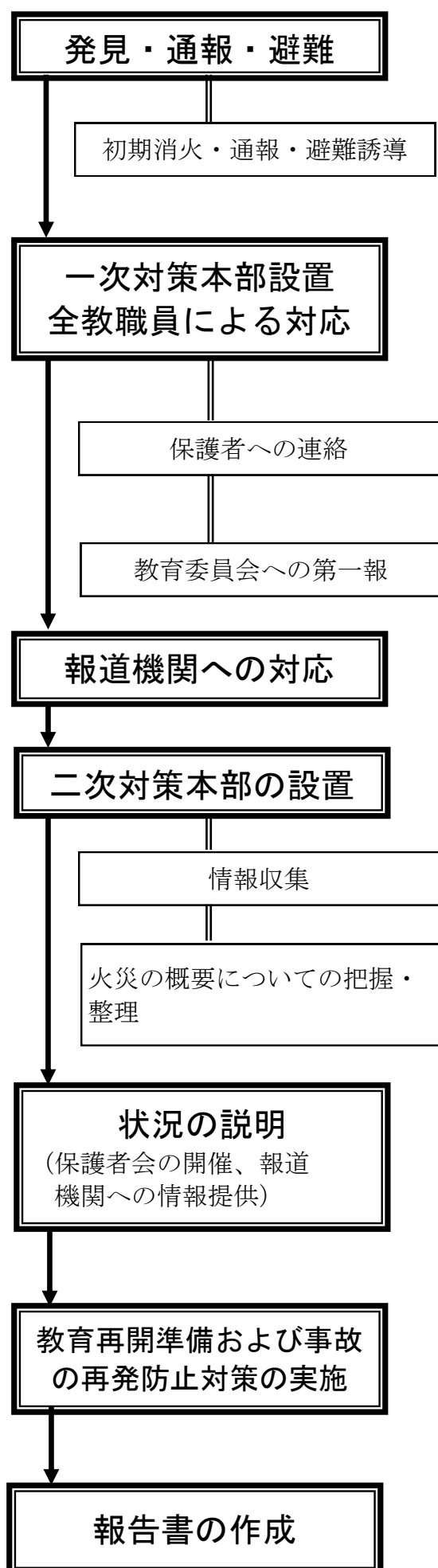
風水害等発生時 対応の流れ



「特別警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報」による集団下校及び児童受け渡しの流れ

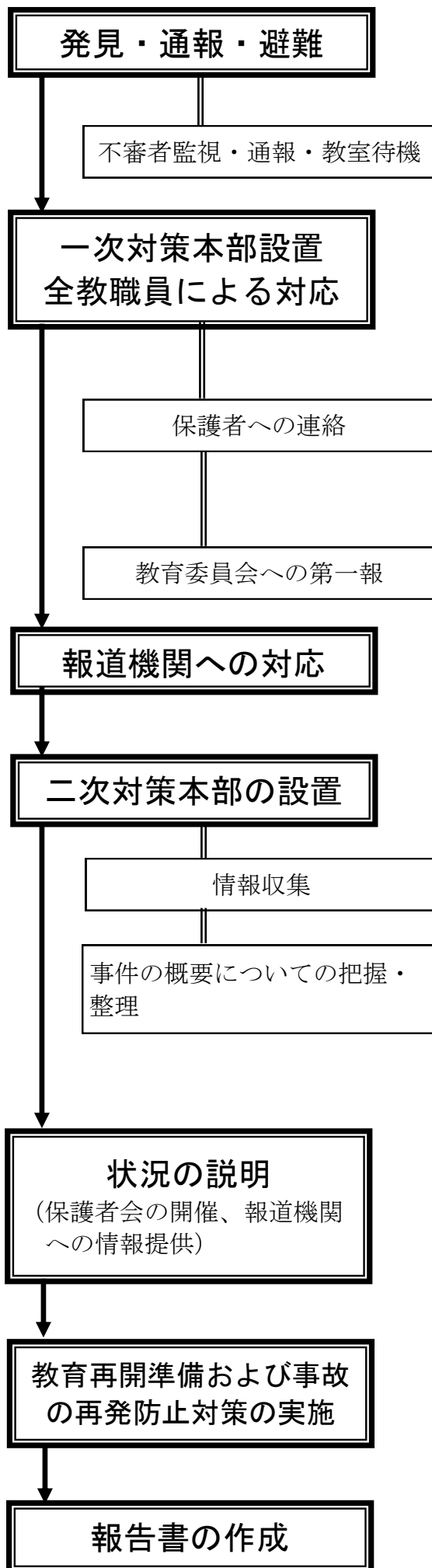
- ※「暴風警報又は暴風雪警報」が出るかもわからない天候の時は早めに明日の連絡を済ませ、もし、警報が出たときの注意を伝えておく。
 ※早退、欠席の児童は職員室の掲示板に記入。
- 0:00 暴風警報又は暴風雪警報発表**
- 職員へ打ち合わせの放送。「先生方に連絡します。(特別警報、暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、洪水警報、土砂災害警戒警報)が発表されました。すぐに職員室にお集まりください。児童の皆さんは帰る用意をして、静かに教室で待ちましょう。」
- 0:05 職員打ち合わせ**
- 集まってる連絡等がない場合は、職員打ち合わせなしで帰る用意をする。その場合、以下の時刻を5分繰り上げる。
- 0:15 放送の合図で班長移動開始**
- 下靴に履き替えて班長は1年、副班長は2年生を迎えに行く。
- 0:20 放送の合図で3～6年生移動開始**
- 下靴に履き替えて移動する。
- 0:30 全員そろったら教頭先生に人数を報告**
- 人数確認票を提出。児童可。待機児童がいる場合は、待機児童名を記入の上、待機児童(全員で)に持ってこさず。職員室で、待機児童を確認の上、体育館で待機させる。(確認は教頭、首席で、体育館での児童指導は養護教諭で行う。各地区は、集団下校する児童のみ残っている状態になる。)
 - 30分になったら、全員そろってなくても、その旨を記入して教頭まで提出、職員室で放送等を利用し、確認する。
- 0:35 確認後集団下校**
- 全員そろった地区は可能であれば、教室の後ろ等に一列で並んで待機し、できるだけ速やかに下校できるよう準備しておく(特に呼ばれるのが、早い班)。放送で告げられた班から並んで、(教師も下靴を持って行き)履き替えずにそのまま下校する。それ以外の班は必ず教室で待機する。
 - 廊下から、登校班の列を崩さずに下校する。(班の途中へ絶対入らない。班がぐちゃぐちゃになって、わけがわからなくなります。)あわてず、譲り合いの精神で。列が乱れないことを最優先でお願いします。
- 0:45 下校完了**

火災発生時 対応の流れ



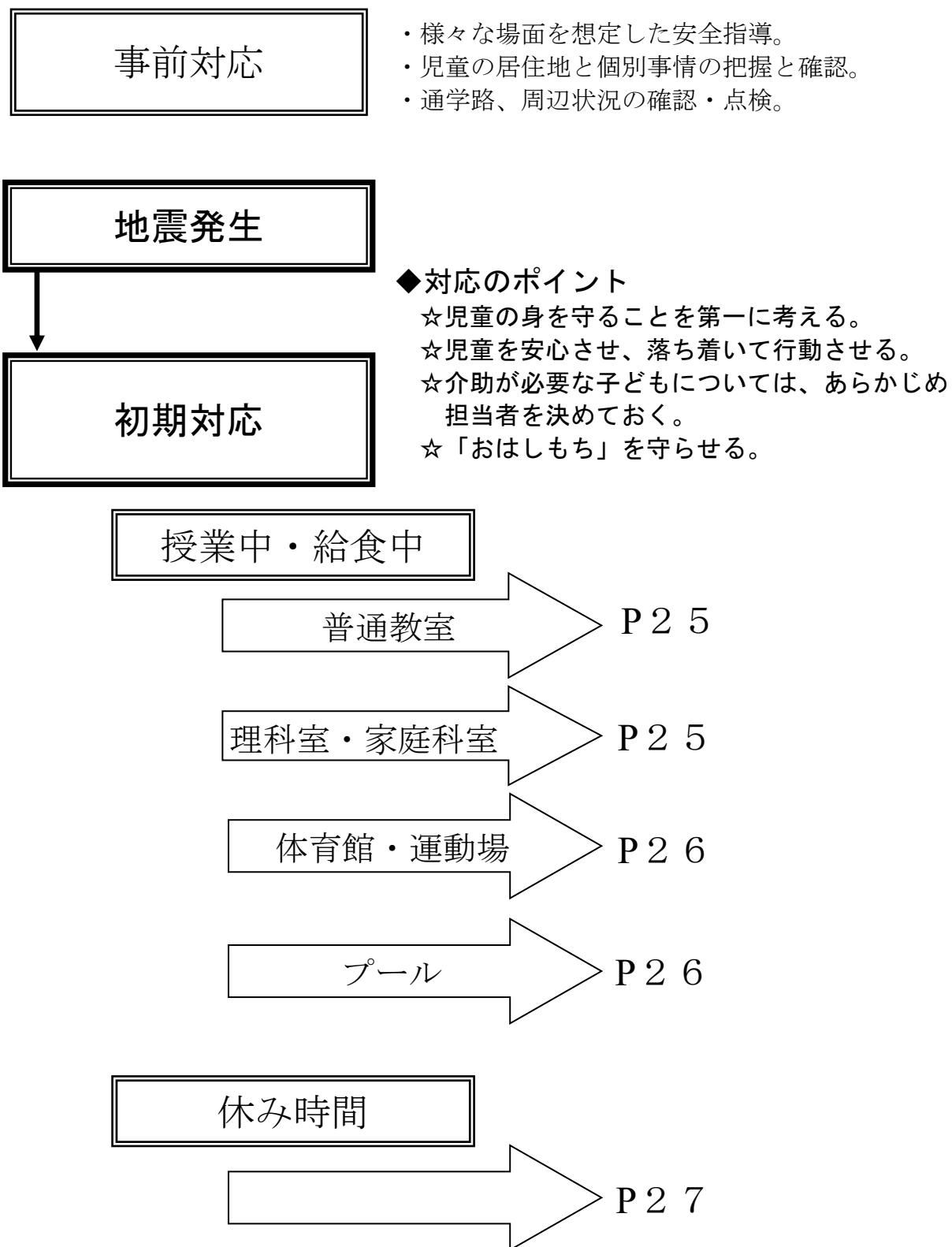
- (1) 非常ベル等により、火災の発生を直ちに伝える。
- (2) 現場周辺に児童がいる場合は、児童を落ち着かせ、避難させる。
- (3) 消化班は消火器とサスマタを持ち、現場へ急行し、初期消火に当たる。
- (4) 消火班の一人は状況を職員室に報告する。
- (5) 通報連絡班は消防署へ連絡する。
- (6) 教頭は出火場所を確認した上で、放送により避難を指示する。
- (7) 状況により、搬出班は非常持ち出し品を持ち出す。
- (8) 児童対応、誘導班は放送を聞いた上で、適切な避難経路を考え、児童をプール前に誘導し、人員確認を行い教頭に報告する。
- (9) 所在不明の児童等がいる場合には、校長（教頭）の指示のもと、状況に応じて複数で搜索する。
- (10) 負傷者がいる場合は、救護班が応急手当を行い、状況により保護者に連絡、救急車の手配をする。
- (12) 校長（教頭）は児童の保護者への引き渡し等、学校の対応を指示する。
- (13) 緊急連絡メール等により、状況を保護者に連絡する。
- (14) 校長（教頭）は教育委員会へ第一報を入れる。
(必要に応じて教育委員会に職員の派遣を要請するとともに今後の対応について相談する。
- (15) 窓口を一本化（校長or教頭）する。
- (16) 二次対策本部を設置し、役割分担に基づき行動
- (17) 警察、消防と連携しながら火災に至った経緯、状況を可能な限り収集する。
- (18) 火災の全容等収集した情報を整理する。
・校長（教頭）は、警察や消防署からの事情聴取に対応する。
- (19) 校長、教頭、教務主任、生徒指導主担、養護教諭、学年主任等で、今後の対応について話し合う。必要に応じてPTA役員とも話し合う。
(協議内容)
・保護者への連絡（現状の説明や以後の対応等）
・関係機関等への連携（教育委員会への状況説明と今後の対応に関する相談等）
- (20) PTA役員等と連携を図り、必要に応じて緊急保護者会の開催等により保護者への説明を行う。
- (21) 必要に応じて、報道機関等へも情報提供するなどの対応を行う。
- (22) 役割分担に基づき教育再開準備、再発防止のための指導を行う。
- (23) 事故報告書を作成し、教育委員会へ報告する。

不審者侵入時 対応の流れ

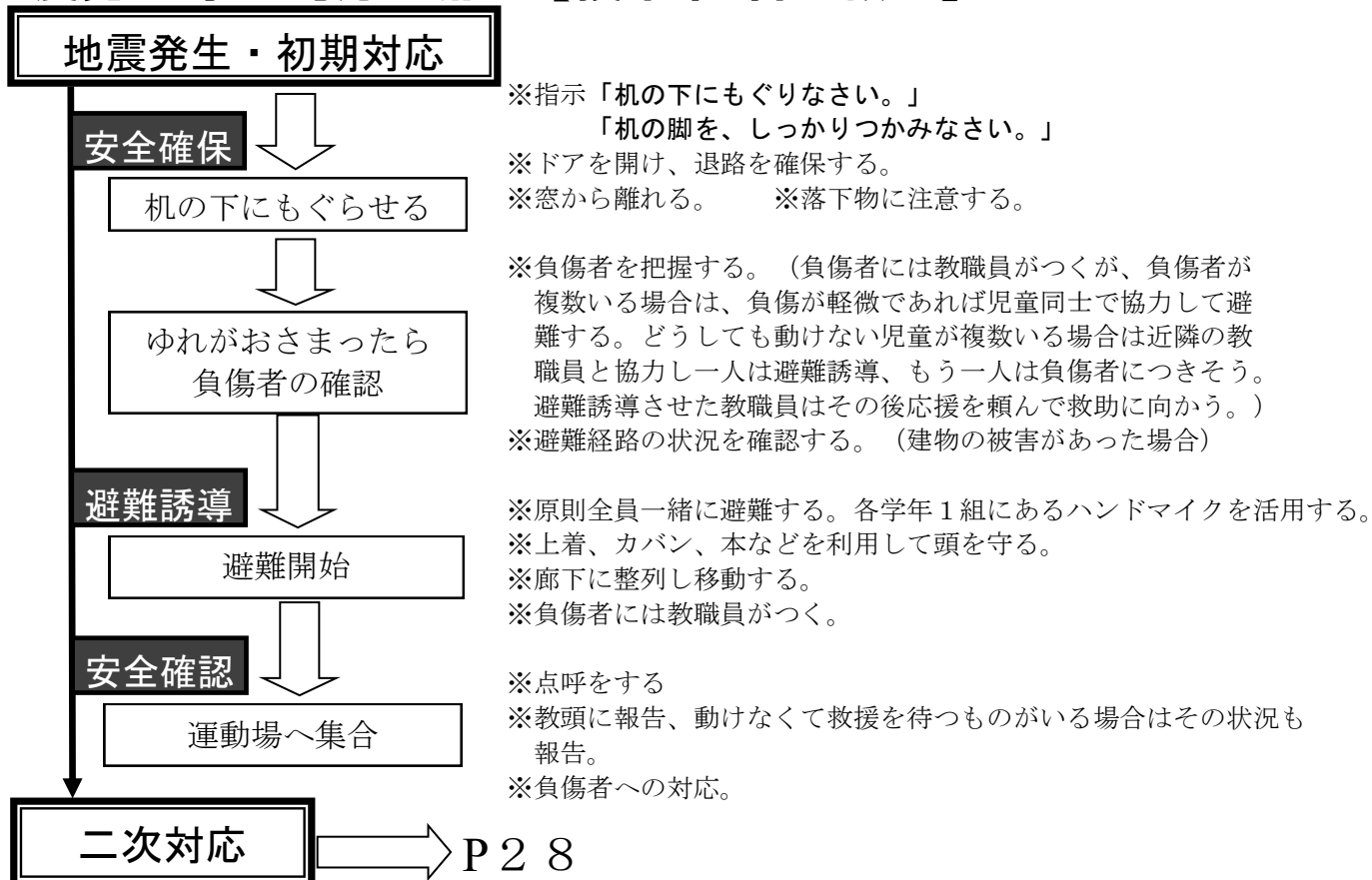


- (1) 非常ベルにより、不審者の侵入を直ちに伝える。
- (2) 現場周辺に児童がいる場合は、児童を落ち着かせ、近くの教室に避難させる。
- (3) 消化班は消火器とサスマタを持ち、現場へ急行、不審者の行動を監視。
- (4) 消火班の一人は状況を職員室に報告する。
- (5) 通報連絡班は警察へ連絡する。
- (6) 教頭は出現場所を確認した上で、放送により教室待機を指示する。
- (7) 不審者の身柄確保まで、教室待機。
- (8) 不審者を確保できれば、状況に応じて集団下校を行う。
- (9) 所在不明の児童等がいる場合には、校長（教頭）の指示のもと、状況に応じて複数で捜索する。
- (10) 負傷者がいる場合は、救護班が応急手当を行い、状況により保護者に連絡、救急車の手配をする。
- (12) 校長（教頭）は児童の保護者への引き渡し等、学校の対応を指示する。
- (13) 緊急連絡メール等により、状況を保護者に連絡する。
- (14) 校長（教頭）は教育委員会へ第一報を入れる。
(必要に応じて教育委員会に職員の派遣を要請するとともに今後の対応について相談する。)
- (15) 窓口を一本化（校長or教頭）する。
- (16) 二次対策本部を設置し、役割分担に基づき行動。
- (17) 警察、と連携しながら経緯、状況を可能な限り収集する。
- (18) 事件の全容等収集した情報を整理する。
・校長（教頭）は、警察らの事情聴取に対応する。
- (19) 校長、教頭、教務主任、生徒指導主担、養護教諭、学年主任等で、今後の対応について話し合う。必要に応じてPTA役員とも話し合う。
(協議内容)
・保護者への連絡（現状の説明や以後の対応等）
・関係機関等への連携（教育委員会への状況説明と今後の対応に関する相談等）
- (20) PTA役員等と連携を図り、必要に応じて緊急保護者会の開催等により保護者への説明を行う。
- (21) 必要に応じて、報道機関等へも情報提供するなどの対応を行う。
- (22) 役割分担に基づき教育再開準備、再発防止のための指導を行う。
- (23) 事故報告書を作成し、教育委員会へ報告する。

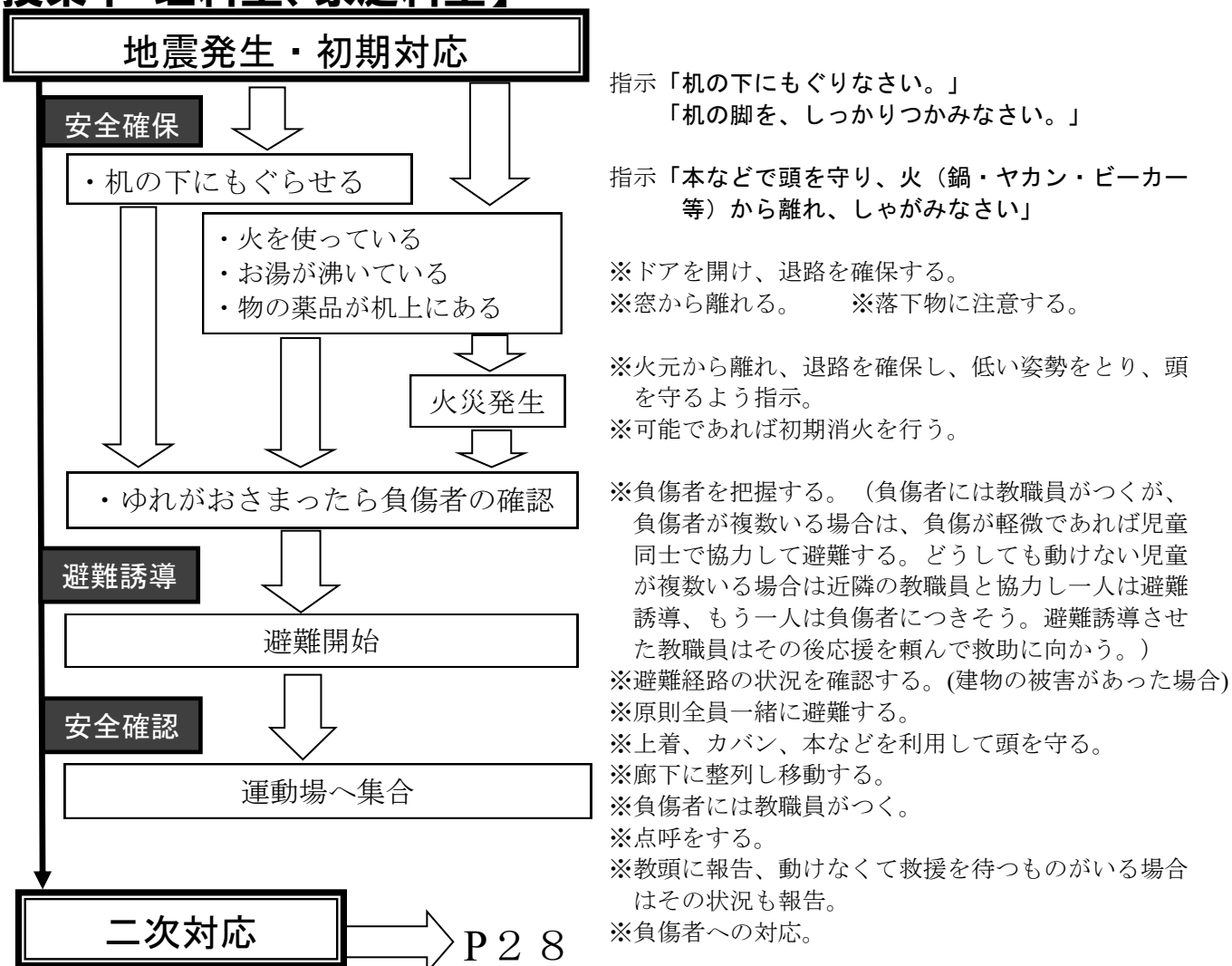
地震発生時 対応の流れ



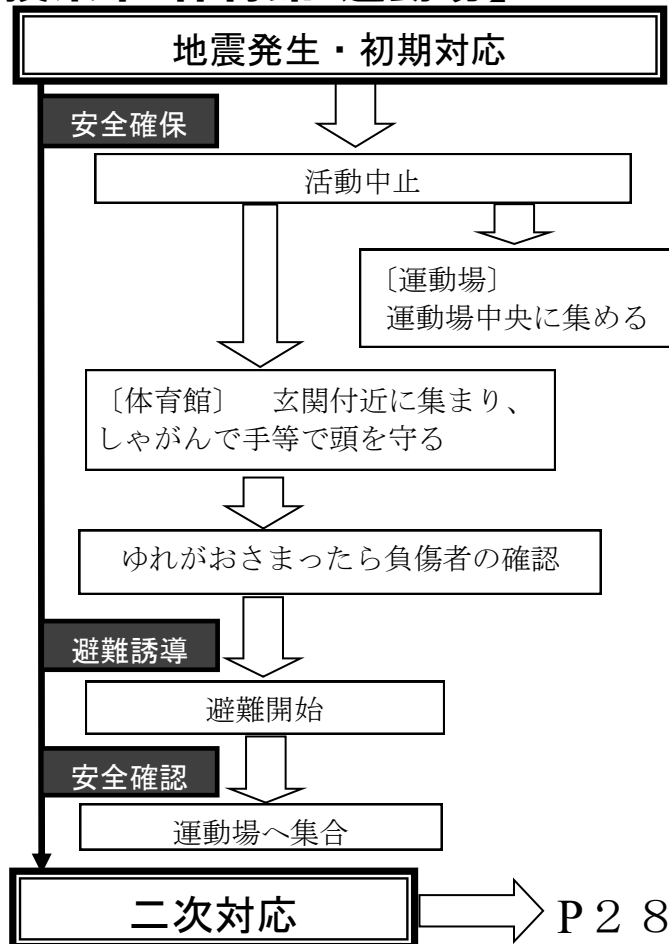
地震発生時 対応の流れ【授業中・普通教室】



【授業中・理科室、家庭科室】



【授業中・体育館・運動場】



※活動をやめ、中央に集まり座る。
※地割れ等を確認する。
※見学者を掌握する。
※負傷者を掌握する。

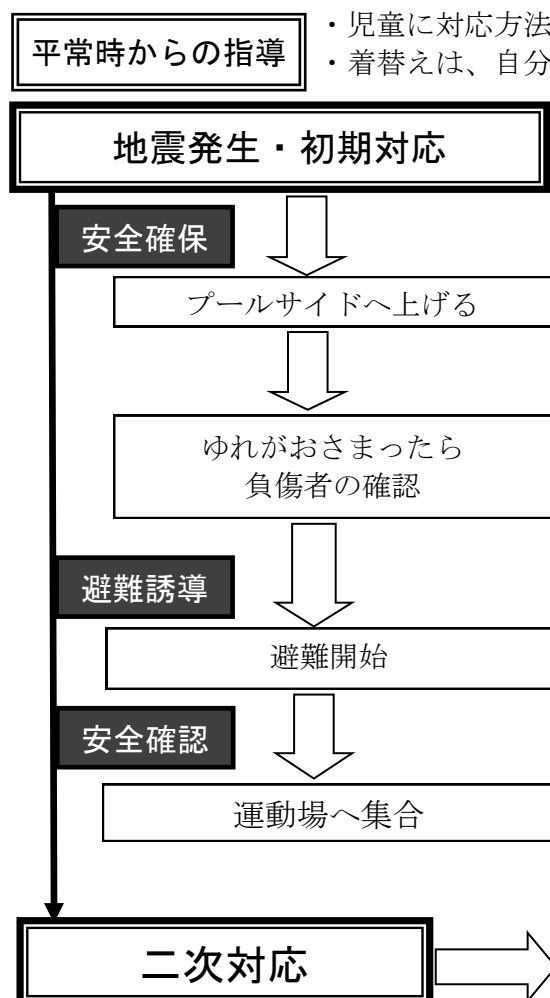
※玄関の扉を開ける
※靴箱の上の卒業制作からは離れる。

※負傷者を把握する。（負傷者には教職員がつくが、負傷者が複数いる場合、負傷が軽微であれば児童同士で協力して避難する。どうしても動けない児童が複数いる場合は近隣の教職員と協力し一人は避難誘導、もう一人は負傷者につきそう。避難誘導させた教職員はその後応援を頼んで救助に向かう。）
※避難経路の状況を確認する。（建物の被害があった場合）
※原則全員一緒に避難する。

※点呼をする。
※教頭に報告、動けなくて救援を待つものがある場合はその状況も報告。
※負傷者への対応。

P 2 8

【授業中・プール】



・児童に対応方法について指導・確認しておく。
・着替えは、自分のものをひとまとめにしておくよう、指導する。

※児童を安心させ、落ち着いて行動させる。
※直ちに活動を中止し、おぼれている児童がいないか確認する。

※〈バディ〉で点呼。
※退路を確保する。
※溺れている児童がいたら、救助し、応急処置をする。救急車を呼ぶ。

※負傷者の状態を把握する。（負傷者には教職員がつくが、負傷者が複数いる場合は、負傷が軽微であれば児童同士で協力して避難する。どうしても動けない児童が複数いる場合は他の教職員と協力し、一人は負傷者につきそう。避難誘導させた教職員はその後応援を頼んで救助に向かう。）
※避難経路の状況を確認する。（建物の被害があった場合）

※原則全員一緒に避難する。
※負傷者には教職員がつく。

※点呼をする。
※教頭に報告、動けなくて救援を待つものがある場合はその状況も報告。
※負傷者への対応。
※安全確認後、更衣をさせる。

P 2 8

地震発生時 対応の流れ【休み時間】

平常時からの指導

- ①教室内・・・授業中の教室での行動と同じ。
- ②廊 下・・・近くの教室の机の下にもぐる。先生がいれば、その先生の指示に従う。
特別教室の近くなど、教室に入れない場合は、廊下の中央部で座る。
- ③出入口・・・壁や柱の側により座る。(慌てて外に出ると、落下物があり危険。)
- ④便 所・・・戸を開き、動かずにいる。
- ⑤階段付近・・・手すりにつかまり、頭を手で覆い、座る。
- ⑥運動場、中庭、インディアン広場・・・建物(窓ガラス)から離れ、中央部に集まり座る。(授業中の行動と同じ)
- ⑦体育館付近や西館横通路にいる場合・・・6年生の靴箱付近に集まってしゃがむ。
 - ◎状況によるが、教職員が到着するまで、その場で待機する。勝手に動かない。
 - ◎勝手に家に帰らない。
 - ◎放送をよく聞いて近くにいる先生の指示・誘導に従う。
(放送が聞こえない場合は、揺れがおさまったらプール前に並ぶ。)

地震発生・初期対応

※職員室にいる教員が校内放送で指示。

※それぞれの場所で教員が指示。

安全確保

机の下にもぐる・低い姿勢をとる・校舎外にいるときは、校舎から離れるよう指示

◎ゆれがおさまり、放送ができる場合

「先生方がこれから皆さんのいる場所に行きます。慌てて一人で逃げては危険です。落ち着いて放送の指示を聞き、指示通りに行動しなさい。」 「動けない人は、無理をしないで先生が来るのを待ちなさい。」

「校庭やその近くにいる人は、校庭の中央に集まりなさい。」 「校舎内にいる人は、近くの教室に入り、先生が来るのを待ちなさい。先生が近くに いる人は、先生の指示に従い、行動しなさい。」

「靴をきちんと履き、教科書などで頭を保護し、避難する準備をしなさい。」

◆フロアーや、運動場に教員が誰もいない場合も考えられます。

◎残留児童確認担当の教員は、避難経路を考えながら自分の担当フロアーに行く。

もし、児童がいた場合「落ち着きなさい。先生はここにいますから、大丈夫です。一緒に避難しす。」と告げ一緒に避難させる。(担当フロアーに行く途中で児童と会った場合、その場の状況に応じて、一緒に避難させるか、運動場へ避難するよう指示するか判断する。)

◎被害状況によっては、フロアー担当者だけでは対応しきれないことも考えられるので、状況に応じて、学級担任は自分の学級へ向かう。

◎担任以外の教員は運動場にいる児童、避難してきた児童をクラスごとに整列、座るように指示する。

自分のクラスの状況把握

各フロアの状況把握

※分担場所の状況把握。

※逃げ遅れた児童の搜索、確認。

負傷者の確認

※負傷者の状況把握。

※避難経路の状況確認

避難誘導

避難開始

※整列させ、避難させる。

※頭部を守るよう指示する。

※途中で出会った児童も一緒に避難させる。

※どうしても動けない児童がいた場合、他の教師に応援を頼む。担任一人の場合は、すぐに助けを呼ぶことを伝え、他の児童を避難させたらずぐに本部に報告、救出に向かう。

安全確認

運動場へ集合

※点呼を行う。

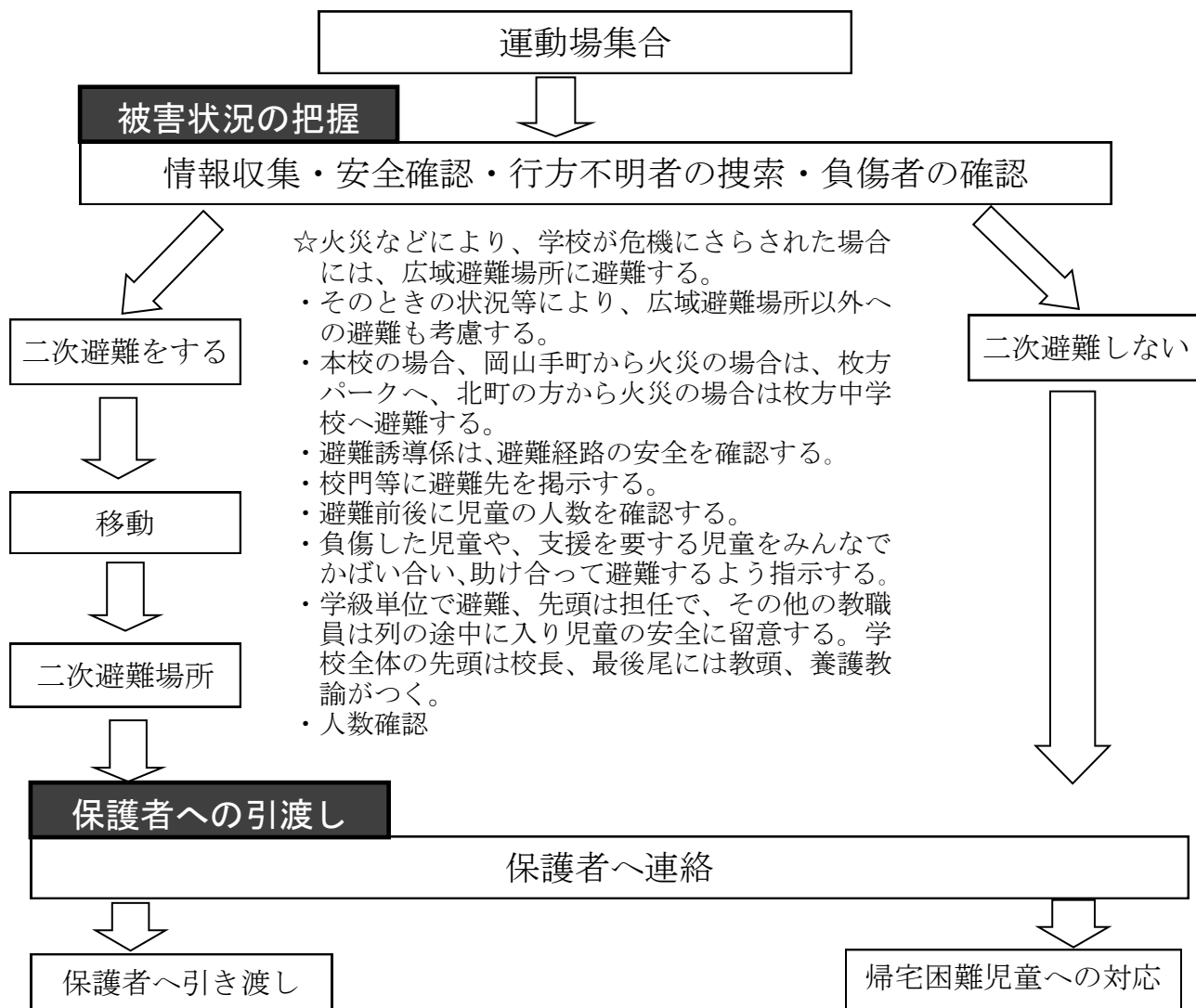
※負傷者への対応

二次対応

P 2 8

地震発生時 対応の流れ 運動場での待機から引き渡しまで

二次避難対応



保護者への連絡と引き渡し

保護者等への緊急連絡

- ・緊急連絡メール・電話を用いる。
- ・連絡がつかない児童は学校で待機させる。（名簿チェック）

引き渡し

- ・名簿のチェックをする。
- ・留守家庭児童の対応（引き渡しを決定した時点で、学校に残っている留守家庭児童会の児童は、学校で預かるとともに、留守家庭が開室した時点で留守家庭児童会と連絡を取り、児童の所在を保護者に伝える。）

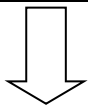
帰宅困難児童への対応

- ・引き渡す人が来られない場合は、児童は学校で保護する。
- ・職員的主要役割
 - ◇保護している児童の人員の把握。
 - ◇児童に今後の対応を説明する。
 - ◇児童に毛布、食料等を確保・配布する。
 - ◇状況に応じて、保護している児童の家庭訪問を行う。

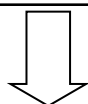
学校が避難所となったときの対応

避難所運営の流れ

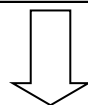
周辺住民が校庭へ避難



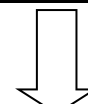
避難所運営本部の設置
⇒右組織図



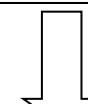
建物の安全確認



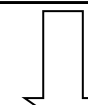
避難所使用場所の決定
割り振り、整備



避難者を避難スペース
へ誘導



避難者名簿の作成
⇒P 2 9



物資・食料の配給、
環境衛生整備等

※児童と避難者が混在しないように運動場を児童用スペースと避難者用スペースとに分け、コーンや杭、ロープ等で表示する。

⇒P 2 9

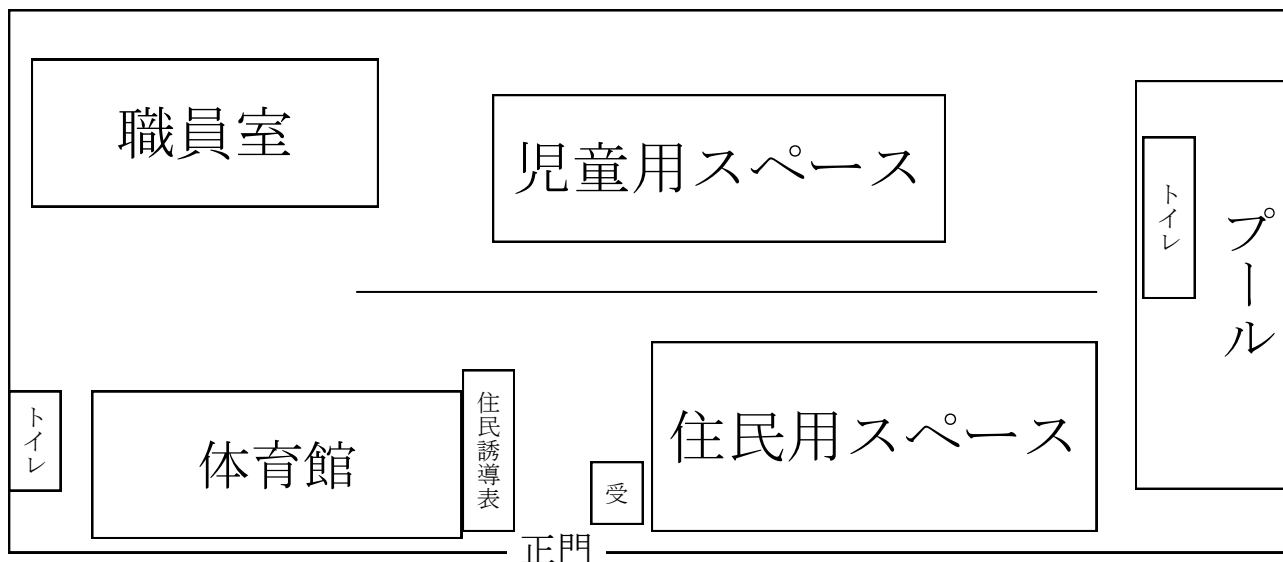
※組織図

避難所支援運営本部

本部長：校長
副本部長：教頭

班名称	総務・ 情報支援班	避難所支援班	救護・ 衛生支援班	給食・ 物資支援班
担当者	・教務主任 ・情報担当	・視聴覚担当 ・児童会担当	・保健担当 ・清掃担当 ・支援教育担当	・主事・主査 ・給食担当 ・図書担当
	※手の足りないところがあれば、臨機応変に応援に行く。			
主な役割	・避難所運営支援の調整 ・情報の収集、提供 ・市災害対策本部との連絡、調整支援	・避難者の生活への支援 ・安全安心部会、ボランティア等との連携	・救護 ・医療関係者への協力 ・清掃、衛生管理の支援	・生活物資の管理、配給支援
主な実施内容	・避難所運営本部設置場所の決定支援 ・情報の収集、整理、確認、提供 ・避難所内の情報提供場所の設置支援 ・避難者名簿の整理、管理支援 ・枚方市災害本部との連絡調整 ・避難所運営会議への支援 ・報告書類作成支援	・避難所に使用するスペース、立ち入り禁止区域の決定 ・避難者の誘導支援 ・投光器等の機器類の設置支援 ・避難所施設使用等のルールの策定支援 ・安全安心部会、ボランティア等との連絡、調整	・医療救護所設置場所の事前確認 ・医療救護所への協力（医療救護所が設置されない場合、または設置されるまでの間は負傷者への応急手当の実施） ・仮設トイレの確保、設置支援 ・トイレ、ゴミ集積場等の清掃、衛生管理の支援	・避難所用の備蓄物資の管理、配給支援 ・救援物資の受け入れ、整理、管理、配給支援 ・飲料水の配給、確保支援 ・炊き出しへの支援

避難場所としての運動場の使い方



※門は正門のみ開ける。監視ボックスを利用して、住所・氏名・携帯電話番号等を記入してもらう。
 ※児童用スペースと住民用スペースは、コーンや杭と、バー、ロープなどを用いて明確に仕切る。

避難者名簿①

避難スペース (体育館 第 _____ ブロック・西館・北館・中央館・管理棟 階 _____ 教室)

地 区 _____

☆世帯ごとに記入してください

	氏名	住所	性別	年齢	携帯電話番号	備考
1	(世帯主)	〒	男・女			
2			男・女			
3			男・女			
4			男・女			
5			男・女			
6			男・女			

避難者名簿②〔 _____ 地区〕

No.	氏 名	住 所	性別	年齢	携帯電話番号	避難スペース	備考
1			男・女				
2			男・女				
3			男・女				
4			男・女				
5			男・女				

被災児童等の保護者への対応

(1) 事故・災害等発生時の対応

校長は、事故・災害等が発生し児童等が被災した場合、自ら又は他の教職員に指示して、当該児童等の保護者に以下のとおり速やかに連絡を入れる。

- 第一報：事故・災害等の発生後、できるだけ速やかに連絡する。その際、事故等の概況、けがの程度、応急処置・救急搬送依頼の状況等、最低限必要とする情報を整理した上で、提供する。
- 第二報：事故等の状況や被害の詳細、搬送先の医療機関名等、ある程度の情報が整理できた段階で連絡する。

(2) 担当窓口の指名

校長は、事故・災害等が発生し被災した児童等の保護者等に対応するため、連絡・支援等の窓口となる担当者を以下のとおり指名する。

事故・災害等の状況	窓口担当者
・死亡事故 ・治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病 ・その他、複数の児童・教職員が被災する等、重篤な事故・災害等	教頭
その他の事故・災害等	学年主任、学級担任等

ただし、上記の窓口担当者が当該事故・災害等に直接関係した者である場合、又は被災児童等の保護者から別に希望がある等、特段の事情がある場合は、上記の定めによらず別の教職員を窓口担当に指名する。

また、多数の児童等が被災した場合、教職員も被災した場合等、上記の規定では対応の困難な事態が発生した場合には、速やかに枚方市教育委員会に支援を要請し、被災者それぞれの保護者・家族に連絡・支援等を行う体制を確立する。

なお、被害児童の保護者への支援は継続的に行う必要があることから、人事異動により窓口担当者が交代する場合には、十分な情報共有と引継ぎを行うものとする。

(3) 対応上の留意点

窓口担当者を介した被災児童等の保護者への対応に当たっては、以下の点に留意するものとする。

- 被災児童等の保護者の心情に配慮し、丁寧な対応を心がける。
- 事実に関する情報を、できる限り迅速に、かつ正確に伝える。
- 被災児童等の保護者が希望する場合は、信頼できる第三者として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他専門機関等の紹介・情報提供を行い、相談・支援が受けられるようにする。
- 事故・災害等発生後の段階に応じて、以下のように継続的な支援を行う。

応急対応終了後	・応急手当など発生直後の対応が終了した後は、できる限り迅速かつ確実に事実確認を行い、学校側が知り得た事実を正確に伝える。 ・基本調査の実施予定について伝える。
基本調査段階	・基本調査の経過及び結果について、説明する。 ・基本調査の取りまとめに時間を要する場合は、必要に応じて経過説明を行うこととし、最初の説明は調査着手から一週間以内を目安とする。 ・今後の調査（詳細調査への移行等）について説明し、保護者の意向を確認する。
詳細調査段階	・詳細調査の実施主体（〇〇市教育委員会）が実施する調査の経過報告・最終報告や、保護者の意向確認に、必要に応じて協力する。

○在校児童への説明、緊急保護者会等による他の保護者への説明、報道発表などを実施する場合は、実施について了解を得るとともに、発表内容を確認していただく。特に、氏名、年齢、傷病の程度、傷病に至った経緯など、プライバシーに関わる情報に関しては、公表の可否を必ず確認する。

○被災児童等が死亡した場合は、特に次のような点に配慮する。

- ・被災児童等の保護者の意向を確認の上、学校として通夜や葬儀への対応方針を定める。
- ・被災児童等の保護者が学校との関わりの継続を求める場合は、他の児童等の気持ちにも配慮しつつ、クラスに居場所を作るなどの工夫をする。
- ・被災児童等の保護者の意向を確認の上、卒業式など学校行事への参列についても検討する。

○被災児童等の兄弟姉妹が在校している場合は、そのサポートを行う。兄弟姉妹が他校に在校している場合は、当該校と連携してサポートを行う。

児童等、保護者への説明

校長は、事故・災害等が以下の基準に該当すると判断される場合、在校児童及び保護者に対してその概要等を説明する機会を設け、憶測に基づく誤った情報や不安等の拡大防止に努める。なお、説明を実施するに当たっては、事前に被災児童等の保護者に対して説明内容の確認を依頼し、説明実施についての承諾を得る。

【児童・保護者への説明を実施する事故・災害等の基準】

- ・死亡事故
- ・治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病
- ・複数の児童・教職員が被災するなど重篤な事故・災害
- ・その他、報道・インターネット等を通じて、児童・保護者が見聞する可能性が高いと考えられる事故・災害

(1) 児童への説明

児童に対しては、緊急集会等の開催、又は学年・学級ごとの説明を行い、事故・災害等の概要を説明する。その際、心のケアに配慮し、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの支援・助言を受ける。

(2) 保護者への説明

保護者に対しては、まず文書にて情報提供した上で、必要に応じて緊急保護者会等を開催する。

【保護者宛て文書の記載内容(例)】

- 事故・災害等の概要(判明した事実の概要)
- 休校措置・再開の目途など
- 保護者説明会の開催予定
- 心のケア等に関する取組
- その他、必要と考えられる事項

【緊急保護者会における説明内容(例)】

- 事故・災害等の概要(発生日時、場所、被害者、被害程度等)
- 被害者への対応(その後の経過、保護者との連携状況等)
- 今後の対応(心のケア、安全対策、休校措置、関係機関との連携等)
- 保護者への協力依頼事項(家庭での配慮、地域情報の提供等)

なお、緊急保護者会等を開催する場合には、PTAと協議の上、希望する保護者が可能な限り参加できるよう、その開催日時等について配慮するとともに、出席できなかった保護者への対応についても検討する。

報道機関への対応

(1) 対応窓口の一本化

校長は、報道機関への対応が必要と判断された場合、枚方市教育委員会に連絡し、学校・委員会のいずれが対応窓口となるかについて協議する。協議の結果、学校にて対応することとなった場合は、校長が窓口担当者となり、窓口の一本化を図る。

なお、校長が事故・災害等の対応に専念する必要がある場合、多数の報道機関への対応が必要となるなど学校単独での対応が困難な場合は、枚方市教育委員会に支援を要請する。

(2) 報道機関への対応上の留意点

○正確な事実情報の提供：個人情報、人権などに最大限配慮しつつ、事実に関する正確な情報を提供する。

このため、発表内容については、以下の点に留意する。

- ・可能な限り、警察・消防など当該事故・災害等への対応に関わった関係機関の情報等を収集し、事実確認を行う。
- ・事前に被災児童等の保護者の意向を確認し、発表内容についての承諾を得る。
- ・枚方市教育委員会に対し、発表内容の確認を依頼するとともに協議を行う。

○誠意ある対応：報道を通じて、学校の対応状況や今後の方針等が広く保護者や地域に伝えられることを踏まえ、学校と報道機関との信頼・協力関係が保たれるよう、取材には誠意をもって対応する。

○公平な対応：報道機関ごとに提供する情報の量・質に差異が生じないように、公平な対応に努める。このため、報道機関への発表内容は、文書として取りまとめ、これを配布するとともに、当該文書に記載された範囲を大きく超える内容について一部報道機関のみに提供することのないよう留意する。

○報道機関への要請：報道機関の取材により学校現場に混乱が生じるおそれのある場合は、取材に関しての必要事項等を文書として提供し、報道機関へ協力を要請する。

〈取材に関する必要事項(例)〉

- ・校地・施設内の立ち入り可能箇所、取材場所・時間
- ・児童、教職員への取材(撮影、録音)の可否
- ・報道資料の提供(記者会見)の予定等

○取材者の確認と記録：取材を受ける際には、取材者(社名、担当者氏名、電話番号など連絡先)を確認し、取材内容とともに記録を残す。

○明確な回答：取材への回答で誤解等が生じないように、以下の点に留意する。

- ・確認の取れた事実のみを伝え、憶測や個人的な見解を述べることは避ける。
- ・把握していないこと、不明なことは、その旨(「現時点ではわからない」等)を明確に伝える。
- ・決まっていないこと、答えられないことは、その旨を理由とともに説明するとともに、回答できる時期の見込み等を示す。
- ・説明に誤りがあったことが判明した場合は、直ちに取材者に訂正を申し出る。

○記者会見の設定：多数の取材要請がある場合は、枚方市教育委員会と協議の上、その支援を受けて、時間・場所を定めた記者会見を行う。また、取材が長期化する場合は、記者会見の定例化を検討する。

教育活動の継続

(1) 事故・災害等発生後の臨時休業・臨時登校等の措置

① 事故・災害等発生後の臨時休業の判断

校長は、下記の基準に当てはまる場合、枚方市教育委員会と協議の上、臨時休業の実施について判断する。臨時休業を決定した場合は、多様な手段を用いてその旨を保護者に連絡するとともに、教育委員会へ報告する。

【臨時休業の判断基準】

- ・震度5強以上の地震(但し、学区内の被害が軽微である場合を除く)
- ・事故・災害等により、本校に避難所が開設されるなど、校区内に大きな被害が出た場合
- ・その他、事故・災害等により臨時休業が必要と認められる場合

【臨時休業の保護者等への連絡手段】

- ・一斉配信メール
- ・本校ウェブサイトへの掲載
- ・学校入口(校門)への掲示
- ・避難所への掲示
- ・PTA役員、地域町内会役員などへの伝言依頼
- ・枚方市からの広報(枚方市教育委員会を通じて要請)

② 臨時登校の実施

校長は、臨時休業が継続すると見込まれる場合、必要に応じて、枚方市教育委員会と協議の上、登校可能な児童・教職員を対象に「臨時登校日」を設けて臨時登校を実施する。

【臨時登校の目的】

- ・登校可能な児童、勤務可能な教職員の人数確認
- ・児童の心理面の状況把握・安定確保
- ・児童の学習環境(教科書・学用品等)における被害の実態把握

【実施上の留意点】

- ・校舎等被害の応急措置、危険箇所の立入制限等を行い、安全を確保(校舎等の被害状況により、代替施設の確保も検討)
- ・ライフライン(上下水道、電力)、トイレの復旧状況を考慮
- ・通学路の安全性を確認(必要に応じ、集団登下校など安全な通学手段を検討)

なお、臨時登校実施に際しては、上記①で示した多様な手段を用いて、保護者への連絡を行う。

(2) 学校教育の再開に向けた被害状況調査

校長は、被害状況把握担当の教職員に指示して、学校教育の再開に向け下記の被害状況を調査し取りまとめるとともに、必要な措置を講じる。

児童・教職員の被害	発災直後に実施した安否確認で得られた情報を基に（必要に応じて追加的な調査を行い）以下の情報を取りまとめる。 ・児童及びその家族の安否、住居等の被害状況 ・教職員及びその家族の安否、住居等の被害状況
校舎等の施設、設備の被害	校舎等の施設・設備について被害状況を把握するとともに、必要な応急措置等を講じる。 ・学校施設・設備の安全確認及び転倒物等の片付け・整理 ※後日の報告等に備え、被害状況等を写真撮影して記録、校内平面図に位置を明記 ・危険物・危険薬品（理科室、灯油保管場所等）の安全確認と必要な措置 ・学校給食施設・備品の点検と必要な措置 ・ライフライン（上下水道、電力、電話）の使用可否確認 （使用不可の場合は、元栓閉、ブレーカー遮断等を実施） ・危険箇所・使用禁止箇所について、立入禁止区域等を設定、表示等を実施 ・枚方市教育委員会に対し、以下を要請 →専門家による点検（地震の場合は「応急危険度判定」）、被害箇所の応急処置・復旧 →ライフライン事業者による点検・復旧
通学路・通学手段の被害	通学の安全確保のため、以下の情報を収集し、通常の通学手段による通学の可否について検討する。 ・学校周辺及び通学路の被害状況、危険箇所 ・スクールバスの運行可能性（枚方市教育委員会を通じ、委託事業者を確認）

(3) 応急教育に係る計画の作成

校長は、上記(2)の調査結果を基に、枚方市教育委員会と協議・連携して、以下の①～④を検討し、地域や学校の実態に即した応急教育に係る計画を作成する。なお、計画の作成に当たっては、養護教諭、スクールカウンセラー、学校医等と連携し、児童の心身の状態に配慮する。

①教育の場の確保

校舎等のうち安全が確認された箇所を用いるほか、必要に応じ、他施設（隣接校、その他の公共施設等）の借用、仮教室（仮設校舎）の建設などを検討する。

※事故等の場合、発生現場等の使用は避けた校舎使用計画を検討。

なお、ライフライン復旧が見込まれない場合は、仮設トイレ、仮設給水栓・給水蛇口等を確保する。また、他施設を借用する場合には、当該施設への通学手段、通学時の安全確保についても併せて検討する。

②教育課程等の再編成

被害状況等を踏まえ、必要に応じて以下の対応を取る。

- 授業形態の工夫（始業遅延、短縮授業、2部授業、複式授業など）
- 臨時学級編成
- 臨時時間割の作成
- 教職員の再配置・確保
- 学校行事（卒業式等）の実施方法の工夫（校庭や学校外施設の利用など）
- 給食への対応（調理不要物資を用いた簡易給食、弁当持参など）

③避難所運営との調整

学校施設が避難所として使用されている場合、学校教育の再開に向けて、避難所運営組織と協議を行い、以下の点について確認・依頼する。

【避難所運営組織との協議事項】

- ・立入禁止区域（危険箇所のほか、学校教育に用いる区域）の確認
- ・動線設定（児童等学校関係者と避難者の動線をできるだけ区分）
- ・生活ルール（活動時間帯、施設・設備の利用方法、その他）

④教育活動再開時期の決定・連絡

下記の状況を考慮しつつ、枚方市教育委員会と協議の上、教育活動の再開時期を決定する。
授業再開時期を決定した後は、保護者・児童への連絡を行う。

【教育活動再開における考慮事項】

- ・学校施設の応急復旧状況
- ・危険箇所の立入禁止措置など安全対策の状況
- ・ライフライン(上下水道・トイレ、電力、通信回線等)復旧状況
- ・通学路の安全確保状況
- ・利用できる教室数など、教育の場の確保状況
- ・登校可能な生徒数、勤務可能な教職員数
- ・避難所としての本校の利用状況等

(4)被災児童への支援

①教科書・学用品等の確保

校長は、児童の学習に支障が生じないよう、以下のとおり教科書・学用品等の確保に努める。

○児童の安否確認、被害状況確認を通じて得られた教科書・学用品等の損失状況に関する情報を取りまとめ、速やかに枚方市教育委員会へ報告する。

(災害救助法が適用された場合は、学用品の給与が実施されるため)

○当面、必要な教材・学用品等については、学校に備える教材等の有効利用により対応する。

○教科書等がない児童への配慮のため、必要に応じ、ワークシート等を活用する。

②就学の機会確保

校長は、学級担任に指示して、事故・災害等により被災し就学援助が必要な児童の把握に努めるとともに、その情報を取りまとめ、枚方市教育委員会に報告する。

③避難・移動した児童、転出する児童への対応

校長は、学級担任に指示して、事故・災害等により避難・移動した児童及び転出する児童について、以下のとおり対応する。

○避難・移動した児童について、電話等による連絡・移動先訪問などを行い、実状(在籍校への復帰時期等)を把握する。

○転出した児童については、転出先の学校と情報交換を行い、心のケア等について十分に配慮する。

児童等の心のケア

(1) 心身の健康状態の把握

校長は、事故・災害等が発生した後、被災した児童及び事故・災害等の目撃などにより心身の健康に影響を受ける可能性がある児童（以下、「当該児童等」とする。）について、各教職員に以下の対応を指示して、その心身の健康状態を把握する。

- 学級担任：「危機発生時の健康観察様式」を用い、当該児童等の健康状態を把握する。また必要に応じ、保護者と連絡をとって児童の状況等について情報収集を行う。これらの結果については、養護教諭に提示する。
- 保護者等からの情報収集：学級担任から保護者に「身体状況等調査票」を配布し、記入の上、学級担任まで提出を求める。学級担任は、内容を確認の上、「危機発生時の健康観察様式」とともに、養護教諭に提示する。
- 養護教諭：学級担任から提示された情報、及び保健室を訪れる児童の状況等を基に、全体的な傾向及び個別児童の状況を把握・整理し、管理職に報告する。
- その他の教職員：当該児童等について注意深く観察し、気付き事項を学級担任及び養護教諭に連絡する。

(2) トラウマ反応への対応

トラウマを経験した児童には、下表のように情緒・行動・身体・認知面等に様々な反応が現れる。

情緒	● 恐怖・怒り・抑うつ ● フラッシュバック ● 分離不安・退行（赤ちゃん返り） ● 感情の麻痺 ● 睡眠障害 等
行動	● 落ち着きがない ● 衝動的（暴力・自傷） ● イライラ ● 非行・薬物乱用 等 ● 集中力の低下
身体	● 吐き気・おう吐 ● かゆみなどの皮膚症状 等 ● 頭痛・腹痛などの身体の痛み
認知	● 安全感や信頼感の喪失 ● 様々な対人トラブル 等 ● 罪悪感 ● 自尊感情の低下
学習	● 成績低下 ● 宿題忘れ

危機発生直後、強いストレスにさらされたことのある児童にトラウマ反応が現れた場合は、下記の点に留意して対応する。

- 穏やかに子供のそばに寄り添う。
- 「大変な出来事の後には、このような状態になることがあるけれど自然なことだよ」などと伝える。
 - 【不安に対して】子供の話（怖い体験や心配や疑問も含む）に耳を傾け、質問や不安には子供が理解できる言葉で、現在の状況を説明する。ただし、子供の気持ちを根掘り葉掘りきいたり、あまりにも詳細に説明しすぎたりするのは逆効果である。
 - 【体の反応に対して】体の病気はないのに、不安や恐怖を思い出して体の症状（気持ち悪い、おう吐、頭が痛い、おなかが痛い、息苦しいなど）を訴える場合もある。体が楽になるように、さすったり、暖めたり、汗をふいたり、リラクセーションを促し、その症状が楽になるようにしてあげる。
 - 【叱らないこと】不安状態であるときに、子供はふだんできていたことができなくなったり、間違ってしまう。それに対して叱られると、不安が増してしまう。このような状態の時は、子供が失敗しても「けがはなかった？」「大丈夫だよ」などねぎらいの言葉をかけて、心配していることを伝えれば良い。

出典：文部科学省「学校における子供の心のケアサインを見逃さないためにー」（平成 26 年 3 月）

(3)心のケア体制の構築

校長は、(1)に基づき必要と認める場合には、以下のとおり「心のケア委員会」を立ち上げ、当該児童等に対する心のケア体制を確立する。

【心のケア委員会】	
構成員	校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 保健主事 養護教諭 当該児童等の学級担任 【必要に応じ、以下の参加も要請する】 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー 学校医
協議・ 検討事項	・当該児童等の健康状態に関する情報の把握・共有 ・対応方針(全校対応、学級対応、保健室対応等の対応規模、地域の専門機関等による支援の要否、など) ・ケア・指導の方法(個別ケア、集団指導等) ・保護者等からの相談窓口設置の要否 ・教職員間の役割分担(ケア・指導の主担当者等) ・専門機関等の支援者の役割分担・支援内容 ・教職員への情報提供、教職員向け研修等の実施要否

(4)関係機関等との連携

校長は、当該児童等の心のケアを実施するに当たり、必要に応じて、地域の専門機関等(関係機関・団体など、心のケアに関する医療機関)との連携を図るものとする。なお、医療機関など地域の専門機関等を紹介する際には、当該児童等及びその保護者に対し、その役割や相談等の必要性を丁寧に説明し、了解を得るものとする。

教職員の心のケア

(1)管理職の対応

校長は、事故・災害等が発生した後、自身又は家族が被災した教職員及び事故・災害等への対応に当たる教職員について、過度のストレス状況を避けるなど心の健康に配慮するため、例えば以下の対応を検討する。

- 被災した教職員に、現実的な配慮を行う。
- 学校が避難所になった場合は、速やかに管理を行政に委ねる。
- 報道対応の窓口を一本化する。
- 不要不急の業務を判断し、教職員の業務分担を見直したり、応援を依頼したり、臨時の人員配置などを検討する。
- 事故・災害等への対応は、チームを組んで当たる態勢を取る。
- 教職員の心の健康に関する研修会を実施する。
- 状況により、心の健康に関するチェックを行う。
- 休みを取ることが本人の不利にならないように配慮する。

また、一日の活動の終わりに教職員間(必要に応じてスクールカウンセラー等を交える)で、その日の活動を振り返る時間をつくり、自由に安心して話せる環境下で、子供に関する情報共有と自分の体験やそれに伴う感情を語り合う機会を設ける。

(2)教職員の対応

教職員は、事故・災害等が発生した後に児童への適切な支援を行うためには、自身の健康管理が重要であることを理解して、以下の点を心がける。

- 個人のできることに限界があることを認識し、一人で抱え込まない。
- ストレスに伴う心身の不調はだれにでも起こることを認識して、相談・受診をためらわない。
- リラクゼーションや気分転換を取り入れる。さらに、自ら及び同僚の心身の状態を注意深く観察するとともに、その不調をできるだけ早期に発見して休息や相談につなげるよう努める。

調査・検証・報告・再発防止等

(1) 枚方市教育委員会への報告と支援要請

校長は、発生した事故・災害等が下記の「報告対象事案」に該当すると判断された場合、速やかに枚方市教育委員会へ報告する。

報告対象 事案	・死亡事故の発生 ・治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病の発生 ・その他、複数の児童・教職員が被災するなど、重篤な事故・災害等の発生
報告先	枚方市教育委員会 児童生徒課 Tel. 050-7105-8047

ただし、災害等により通常の情報通信手段（ファクス、パソコン、メール等）が利用できない場合、報告すべき情報が十分に入手できない場合等は、様式にこだわらず、得られた情報のみ電話・訪問等により口頭報告するなど、巧遅より拙速を優先する。

また、状況が下記に該当すると判断される場合には、上記報告に併せて、人員の派遣や助言などの支援を要請する。

(2) 基本調査の実施等

【枚方市教育委員会への支援要請の判断基準】 以下の対応について、人員・ノウハウ等が不足すると判断される場合。 ・被災児童等の保護者への対応 ・基本調査の実施 ・被災児童等以外の保護者への説明・情報提供 ・報道機関への対応 ・その他、事故・災害等の発生後に必要な対応

校長は、下記①に示す事故・災害等が発生した場合、事実関係の情報を収集・整理するため、以下のとおり速やかに「基本調査」を実施する。

①調査対象

基本調査の対象は、以下のとおりとする。

- | |
|--|
| a) 学校管理下（登下校中を含む）において発生した死亡事故
b) 上記（1）の報告対象となる死亡事故以外の事故のうち、被災児童の保護者の意向も踏まえ、枚方市教育委員会が必要と判断した事故 |
|--|

ただし、このうち b) については枚方市教育委員会の判断に時間を要する場合があることから、下記④に記載する記録用紙を用いた教職員からの情報収集は、当該判断を待たずに実施するものとする。

②調査体制

基本調査における校内の役割分担は、原則として、下表のとおりとする。

校長	・基本調査の全体統括・指揮
教頭	・基本調査の取りまとめ ・教職員に対する聴き取り
教務主任	・基本調査の取りまとめ補佐 ・教職員に対する聴き取り（記録担当） ・事故・災害等の当事者児童及び目撃児童に対する聴き取り（記録担当）
学級担任又は養護教諭、部活動顧問など	・事故・災害等の当事者児童及び目撃児童に対する聴き取り（児童が最も話しやすい教職員等が担当）

ただし、上記の教職員が当該事故・災害等に関係する場合、校長は、他の教職員にその役割を代行させる、若しくは枚方市教育委員会の支援を受けて校外関係者にその代行を依頼するものとする。

③調査における心のケアへの配慮

事故・災害等に関係する教職員や、その場に居合わせた児童への対応では、「心のケア」と「事実関係の確認」の両立を図ることに努める。

このため、聴き取り調査などを行うに当たっては、スクールカウンセラー等の専門家の支援を受けて実施の判断を行う。また、実施の際には必ず複数の教職員で対応するとともに、状況に応じてスクールカウンセラー等の専門家に同席させる。

さらに、聴き取りに際しては、その目的を明らかにした上で、以下の事前説明を行い、聴き取り対象者の負担を軽減するよう努める。

【聴き取り時の事前説明】

- ・記憶していることを、できるだけ正確に思い出して話してほしいこと。
- ・一人の記憶に頼るのではなく、複数の人の記憶を基に総合的に判断して、事実関係を取りまとめること(そのため、自らの発言だけで重大な事実関係が確定するわけではないこと)。
- ・「誰が何を言った」ということが、そのまま外部に出たりしないこと。
- ・(聴き取りを録音する場合)できるだけ正確に話の内容を記録するため録音するが、録音データは記録作成のみに利用し、そのまま外部に出たりしないこと。

④教職員からの情報収集

調査担当(校長・教頭・教務主任)は、以下のとおり、教職員から事実関係に関する情報収集を実施する。

○記録用紙を用いた情報収集:事故・災害等の発生後速やかに、関係する全ての教職員に「事実情報記録用紙(教職員個人用)」※を配布し、事故・災害等に関する事実情報の記載・提出を依頼する。なお、事故・災害等の発生直後にメモ等の記録を残していた教職員がいた場合は、記録用紙を提出する際に、当該メモ等の記録も併せて提出を受ける。

○聴き取りの実施:原則として事故・災害等の発生から3日以内を目途に、関係する全ての教職員から聴き取りを実施する。聴き取りは、原則として②に定めた役割分担に基づく担当者が実施するが、教職員が話しやすいかどうかを考慮し、状況に応じて、枚方市教育委員会等からの校外支援者を担当に充てる。

なお、事故・災害時に部活動指導員など外部の方が関係していた場合には、これらの方も調査の対象として、教職員に対してと同様の対応をする。

また、関係する教職員自身が強いストレスを受けている可能性にも留意し、必要な場合は医療機関の受診を勧めるなどの対応を取る。

⑤事故・災害等の現場に居合わせた児童からの情報収集

事故・災害等発生時の事実関係を整理する上で必要と判断される場合は、児童への聴き取り調査の実施を検討する。実施に当たっては、以下の点に配慮する。

○保護者への対応:聴き取り前に保護者に連絡し、理解を得るとともに協力を要請する。

○聴き取り担当者:学級担任、養護教諭以外に、当該児童が話しやすい教職員がいる場合は、その教職員が担当するなど、柔軟に対応する。

○心のケア体制:保護者と連携して、心のケア体制を整え、心のケアの中で自然と語れる雰囲気をつくるよう工夫する。

○必要に応じ、教職員と同様に、記録用紙を配布して記載してもらう方法を取る。

⑥情報の整理・報告・保存

調査担当(校長・教頭・教務主任)は、④及び⑤で得られた情報及び記録担当の教職員による記録を基に、事実経過について「時系列整理記録用紙」※等を用いて時系列に取りまとめる。整理した情報は、枚方市教育委員会に報告する。

基本調査で収集した記録用紙(メモを含む)や報告等の連絡に用いた電子メール等は、詳細調査を行う際の資料となること等を踏まえ、保存しておく。

※別添「時系列整理記録用紙」

(文部科学省「学校事故対応に関する指針」)

⑦詳細調査への協力

枚方市教育委員会が詳細調査を実施すると判断した場合は、学校としてこれに協力するものとする。

(3)評価・検証と再発防止対策の推進

①危機対応の評価・検証

調査担当(校長・教頭・学校安全担当)は、基本調査で得られた情報の評価・分析を行い、問題点・要改善点を抽出する。評価・分析の視点は、以下を基本とする。

発生時の対応	・児童の安全確保は適切に行われたか ・校内の緊急連絡体制は機能したか ・関係者・関係機関への連絡は適切に行われたか ・情報収集・管理は適切に行われたか 等
発生後・事後の対応	・児童・保護者への対応は適切に行われたか ・校内の対策本部体制は機能したか (役割分担、情報共有・伝達等) ・関係者、関係機関との連携は適切だったか ・関係者や報道機関への情報提供は適切に行われたか 等
事前対応	・点検など事前の未然防止対策に不足していた点はないか ・教職員への周知や研修・訓練に不足していた点はないか ・児童への安全教育に不足していた点はないか ・危機管理マニュアルに不十分な点や問題点はないか 等

②再発防止策の策定・実施

調査担当(校長・教頭・教務主任)は、上記①の評価・検証により得られた問題点・要改善点について、再発防止策を検討する。また、詳細調査が実施された場合には、その報告書の提言に基づき、再発防止策に反映させる。

なお、再発防止策については、下記のとおり関係者等に説明して意見を聴取した上で、取りまとめる。

- ・教職員への説明・意見聴取(職員会議等)
- ・被災児童保護者への説明・意見聴取
- ・その他保護者への説明・意見聴取(PTA総会又は役員会等)
- ・関係機関等への説明・意見聴取